

## 第 35 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

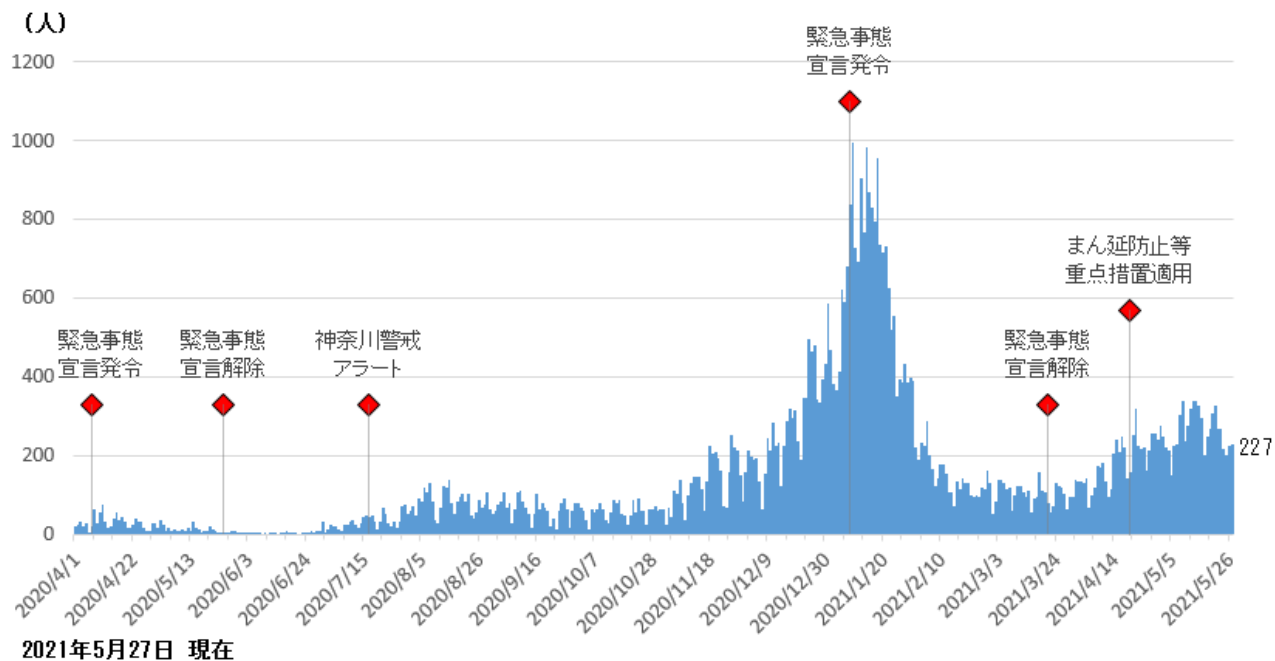
日 時 令和 3 年 5 月 28 日（金） 18 時 30 分から

場 所 西庁舎 6 階災害対策本部室

### 議題

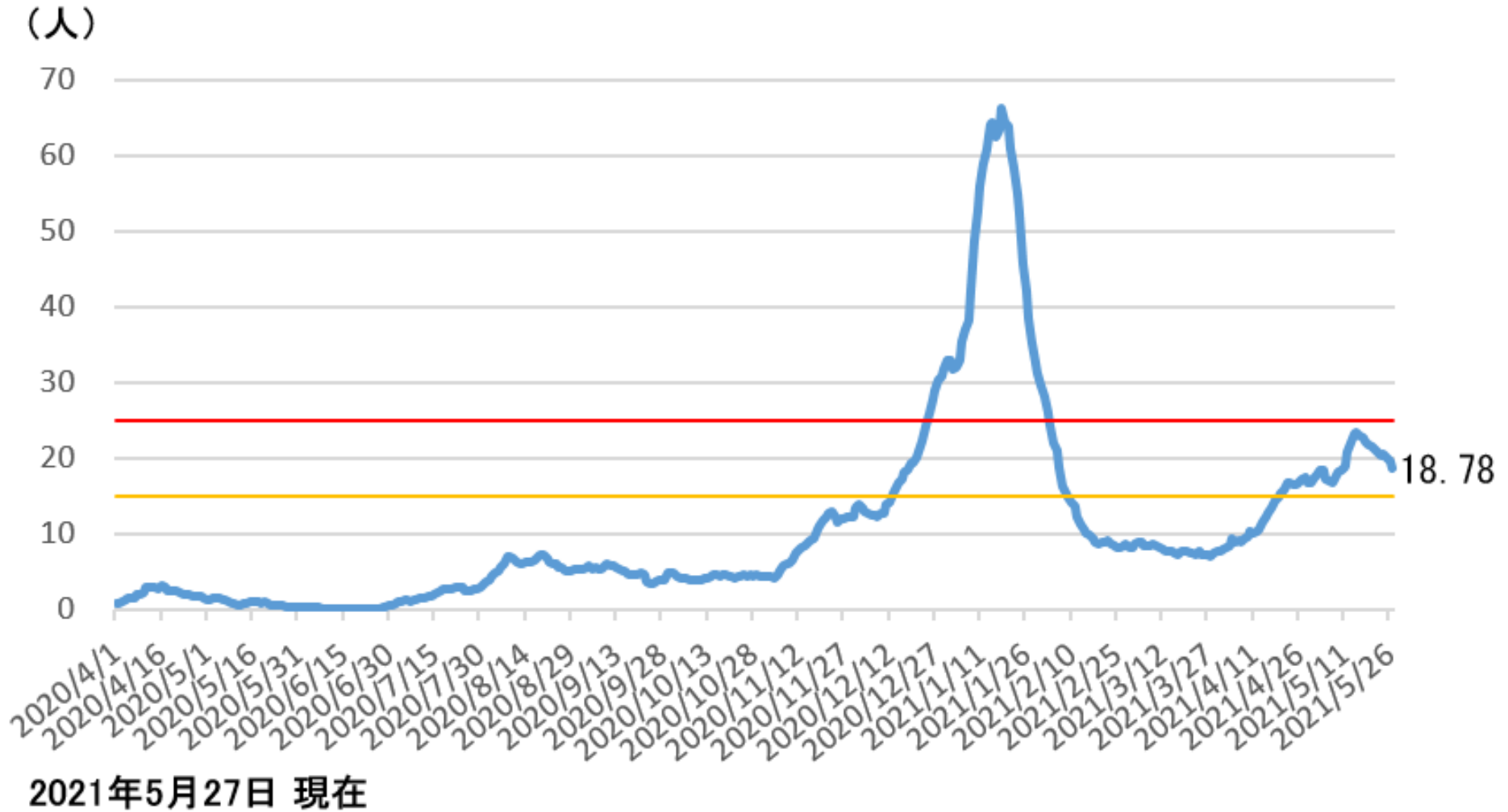
1. 6 月 1 日以降の対応について
2. その他

# 新規感染者の推移（実数・日別）・感染者カレンダー



	日	月	火	水	木	金	土	
3月	28	29	30	31	4/1	2	3	週合計
	64人	93人	96人	136人	133人	133人	129人	784人
	4	5	6	7	8	9	10	週合計
4月	11	12	13	14	15	16	17	週合計
	132人	94人	114人	205人	242人	209人	247人	1243人
	18	19	20	21	22	23	24	週合計
	220人	142人	157人	252人	318人	226人	216人	1531人
4月	25	26	27	28	29	30	5/1	週合計
	221人	160人	212人	257人	255人	240人	275人	1620人
	5月	2	3	4	5	6	7	8
5月	247人	222人	214人	151人	224人	229人	303人	1590人
	9	10	11	12	13	14	15	週合計
	338人	237人	277人	319人	337人	339人	328人	2175人
	16	17	18	19	20	21	22	週合計
5月	296人	199人	248人	269人	308人	327人	268人	1915人
	23	24	25	26	27	28	29	
	266人	218人	200人	225人	227人			

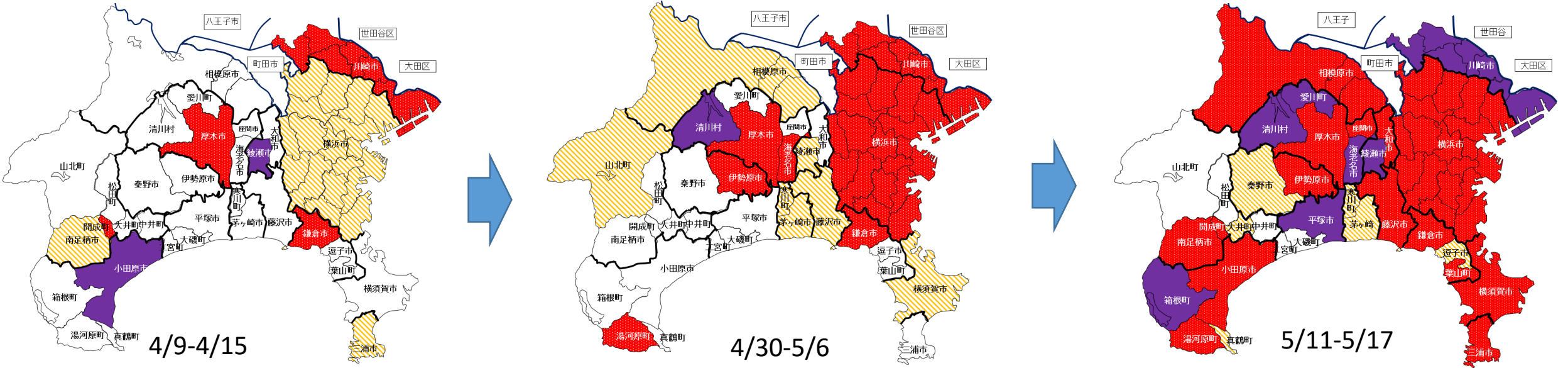
# 新規感染者の推移(人口10万人当たり・週合計)


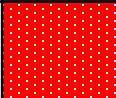



※各日における週合計の感染者数を人口10万人当りに換算

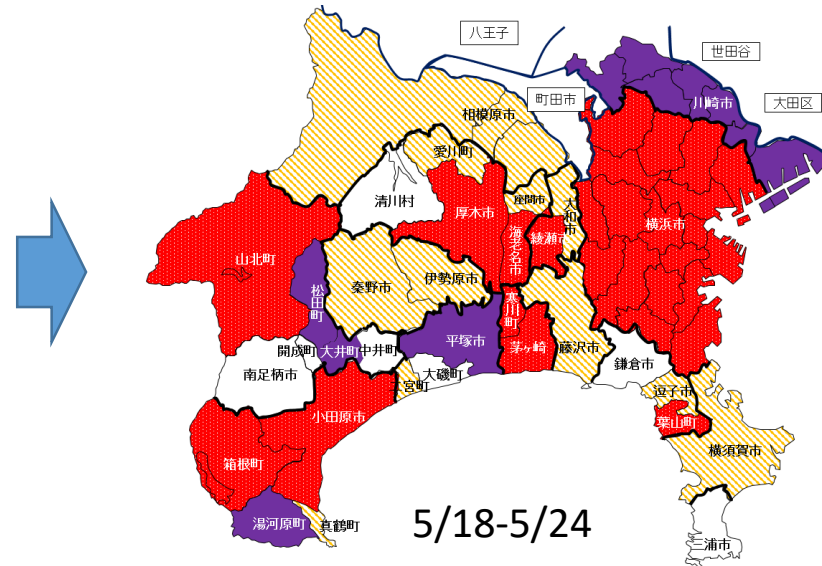
※県のステージ判断指標におけるステージIV移行の基準値として、25人（/週）以上であることを設定している。

# 県内市町村別の新規感染者の発生状況



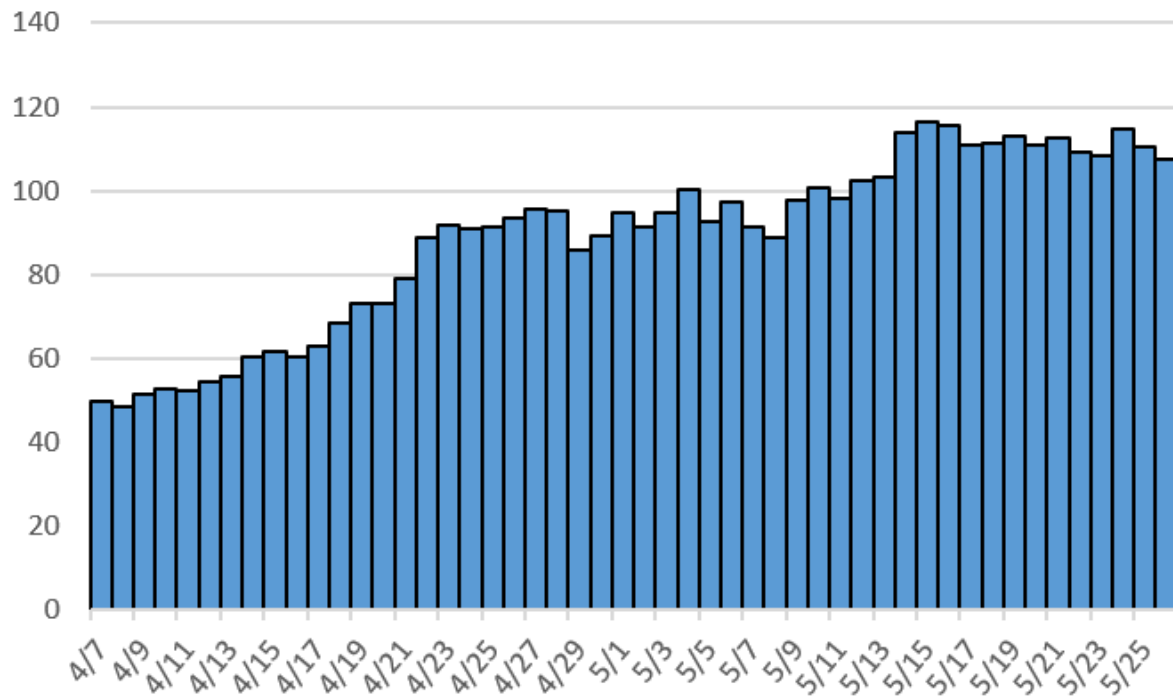
25人以上 (ステージⅣ)	紫	
15人~25人 (ステージⅢ)	赤	
10人~15人 (ステージⅡ)	黄	

人口10万人あたりの  
新規感染者数(人)

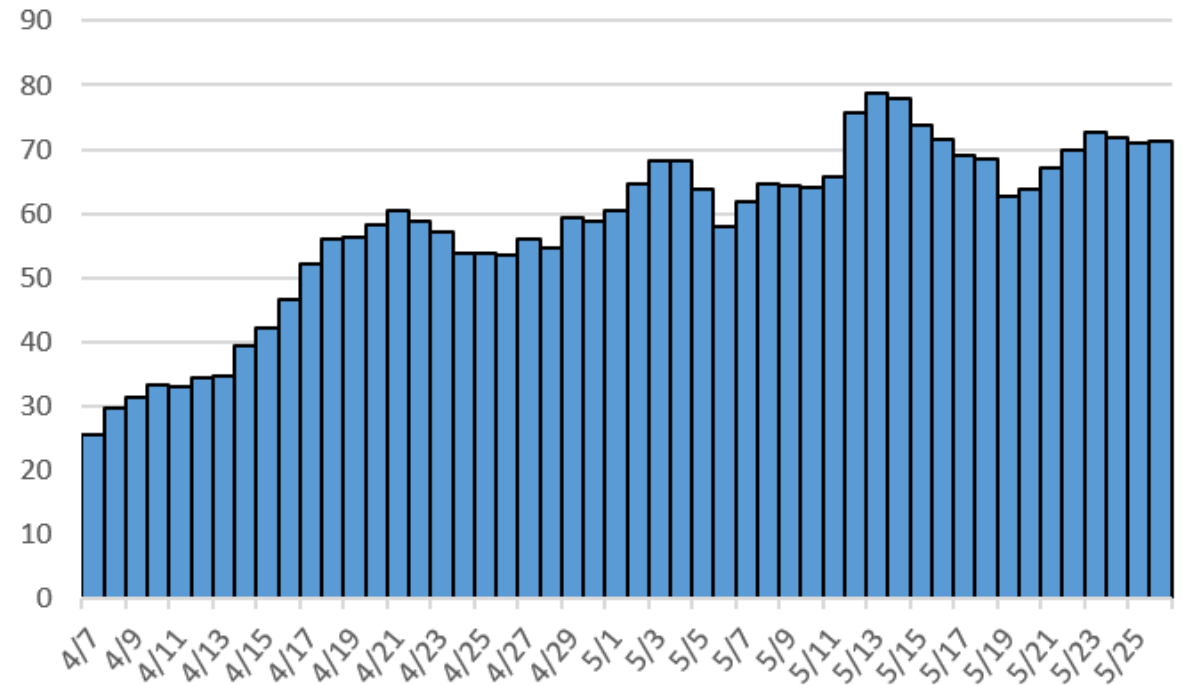


# 新規陽性患者（横浜市・川崎市）

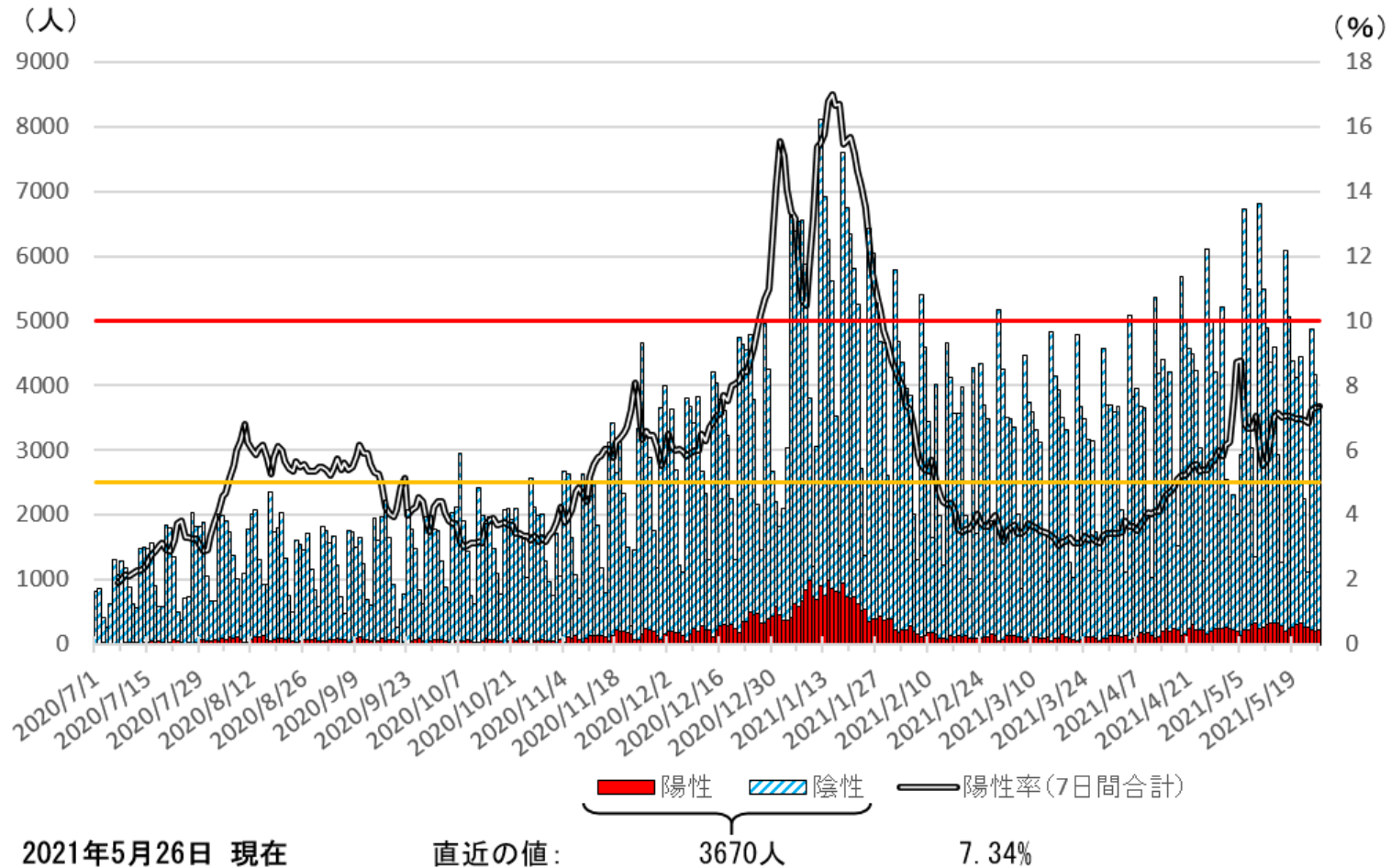
## 新規陽性患者（横浜市発表）の週平均



## 新規陽性患者（川崎市発表）の週平均



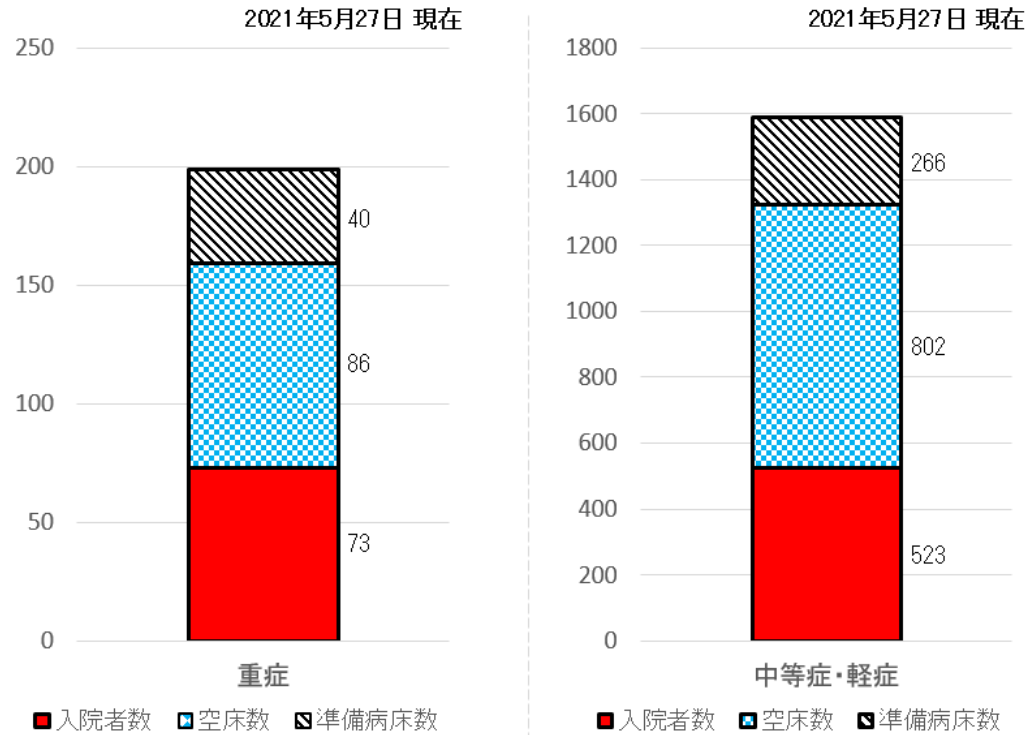
# 検査人数と陽性率の推移



※県のステージ判断指標におけるステージⅢ移行の基準値として5%以上、ステージⅣ移行の基準値として10%以上であることを設定している。

※検査人数には、地方衛生研究所、民間検査機関、医療機関の実施数の合計。陽性患者数＋陰性者数＝検査人数。陽性率は、過去1週間の平均。医療機関等からの報告が後日になることにより、さかのぼって件数が修正される場合があります。 5

## ■ 病床利用率

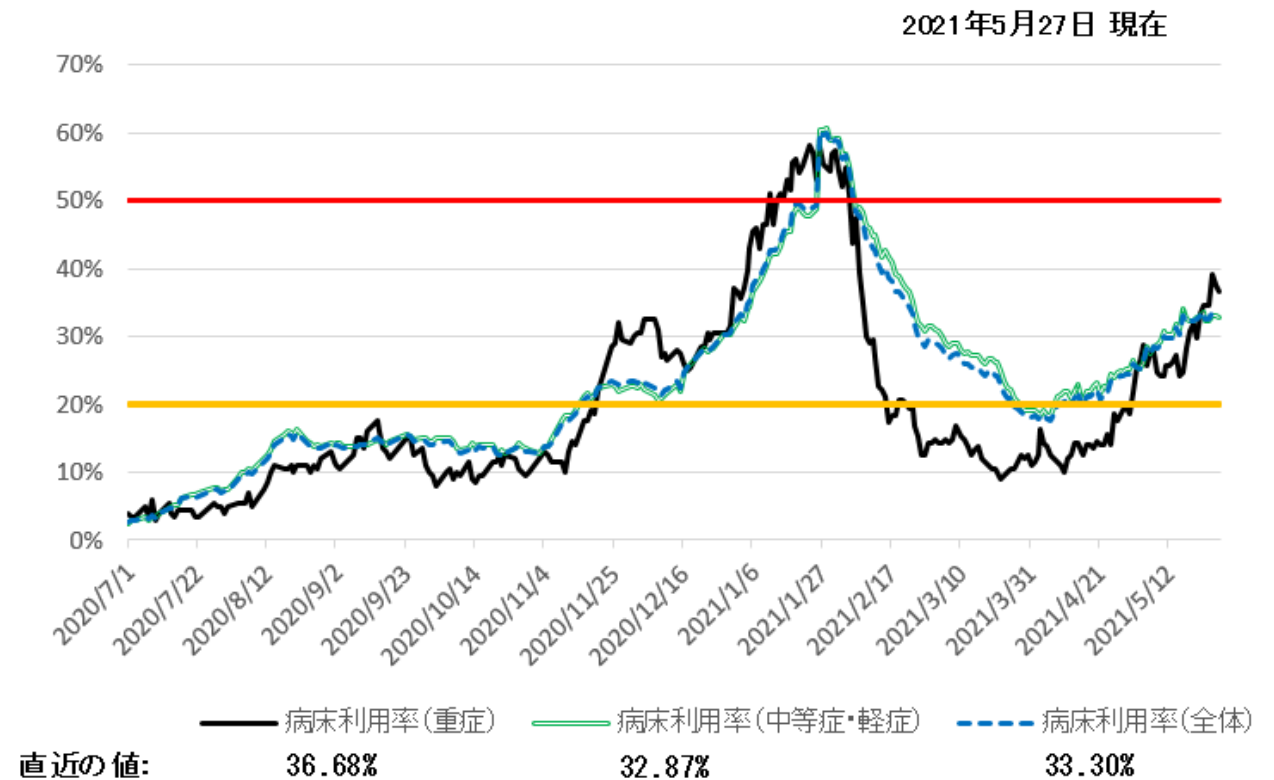


【参考】 即応病床数総計：1,484床

※入院者数 + 空床数 = 即応病床数

準備病床は、最終的な確保病床数（1790床 = 重症199床 + 中等症（軽症を含む）1591床）から即応病床数を引いた数

## ■ 病床利用率の推移



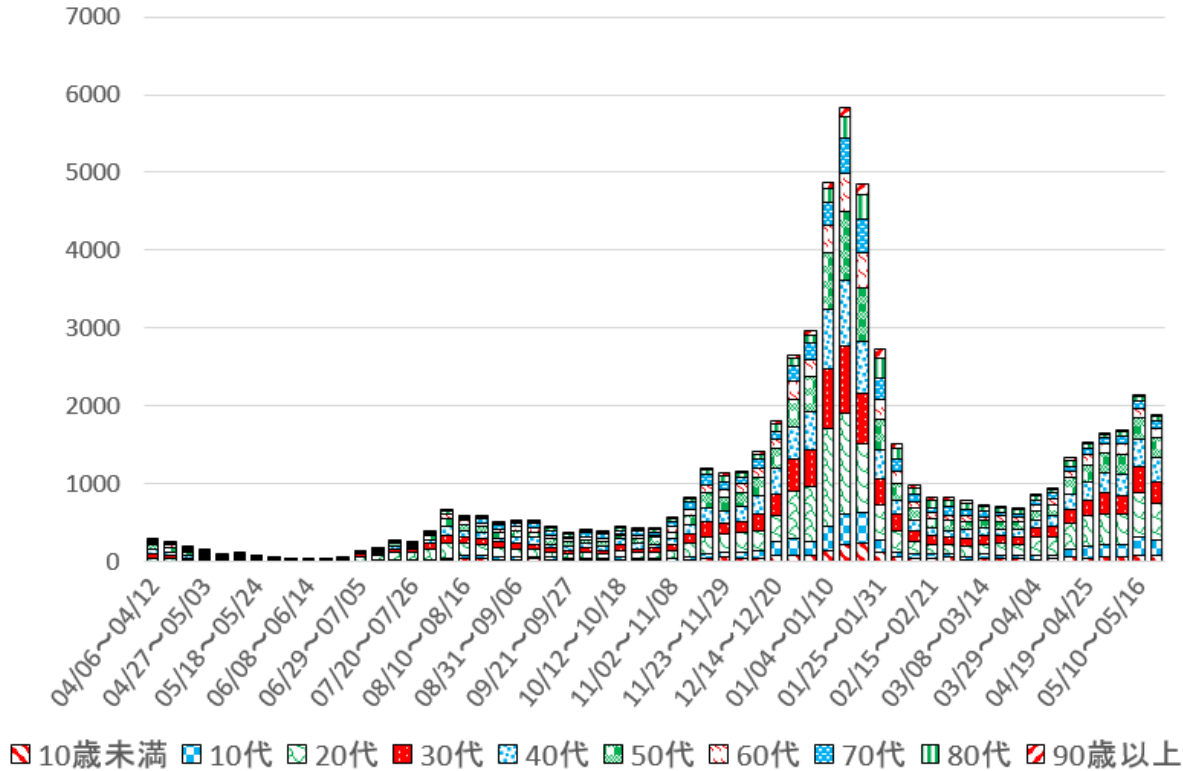
※県のステージ判断指標では、病床全体（宿泊療養施設は含まない）及び重症用病床の各確保病床に対する占有率が、ステージⅢ移行の基準値として20%以上、ステージⅣ移行の基準値として50%以上と設定。

※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。（ただし、2020年12月29日～については、休日分数値を取得・使用して描画。）

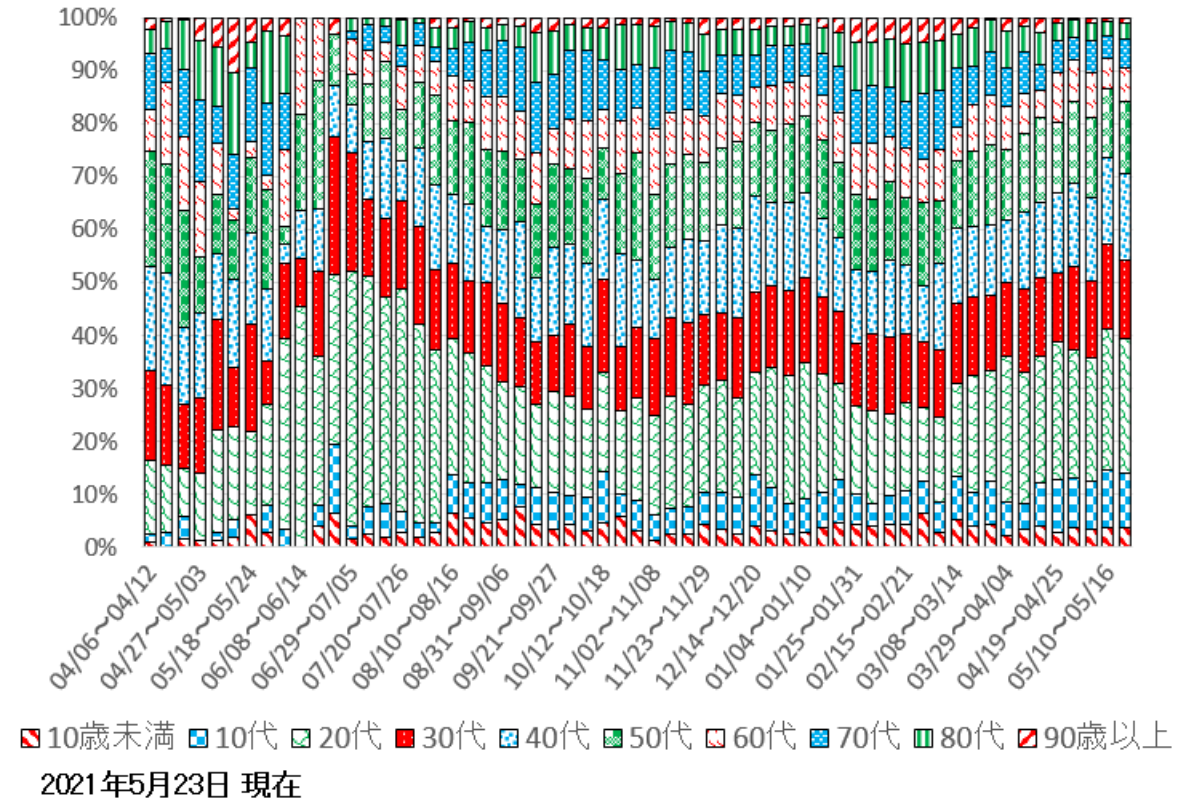
# 年代別感染者の推移（週別）

## ■実数ベース

(人)

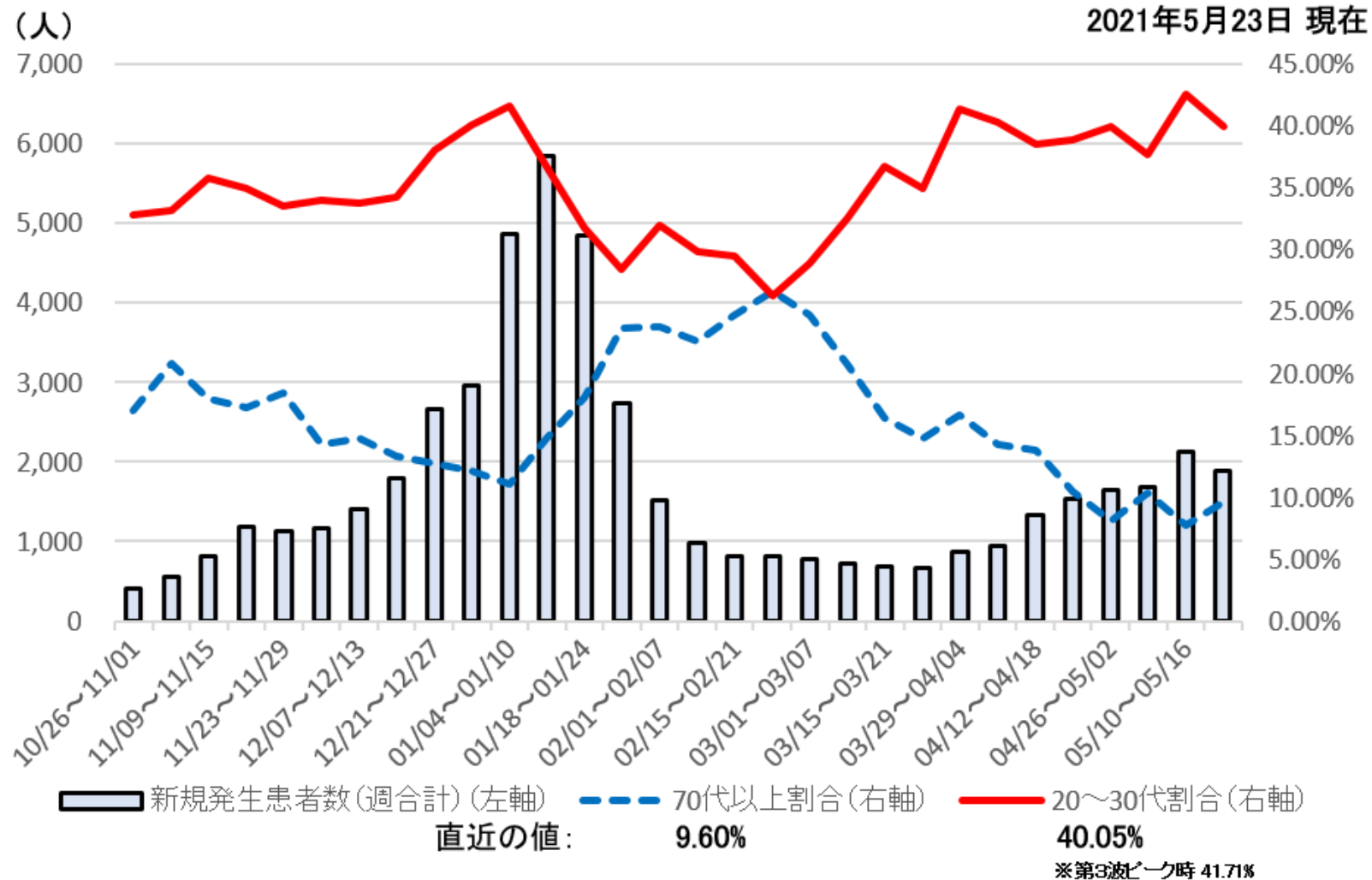


## ■割合ベース



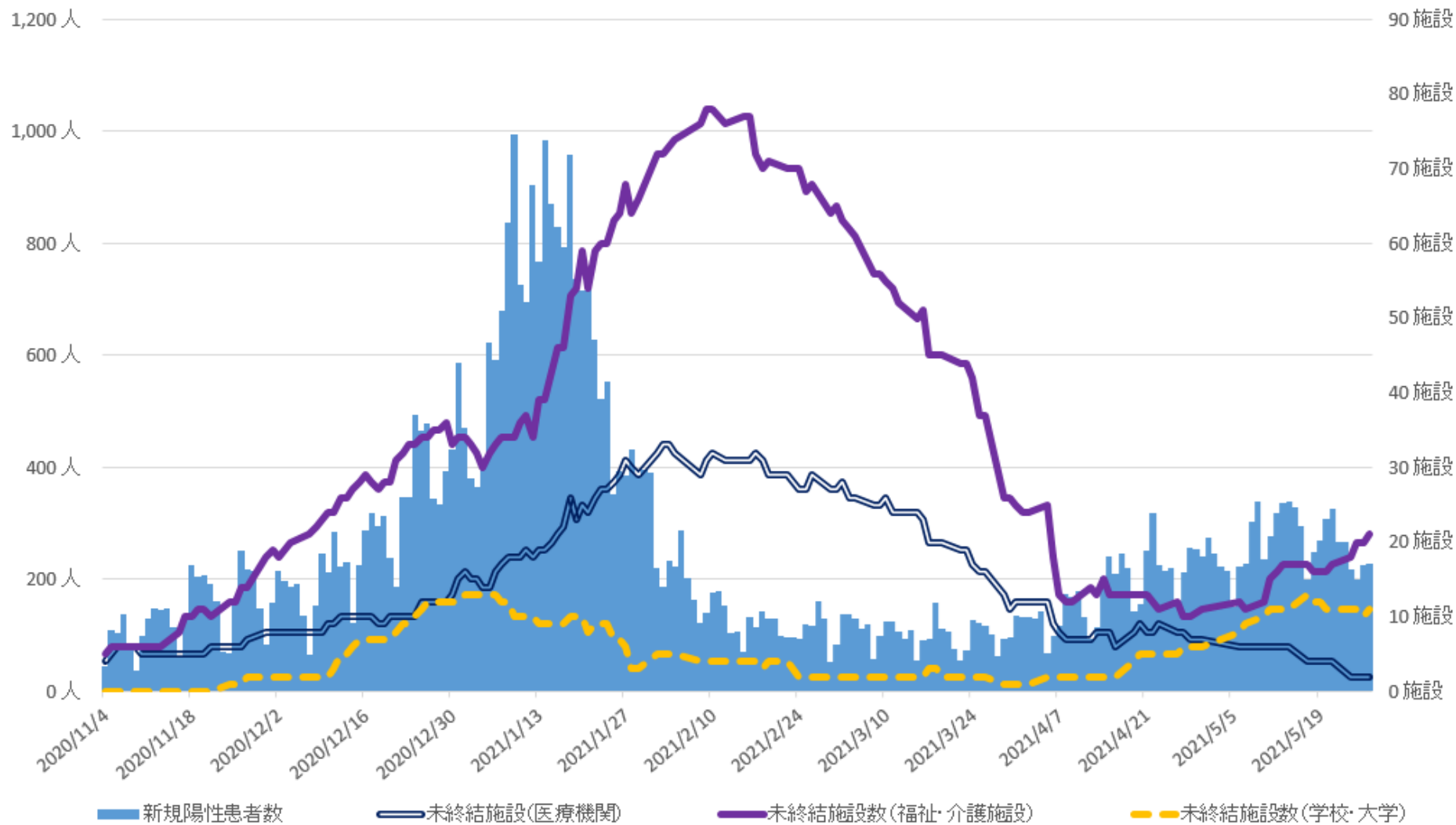


# 20・30代、70代以上の新規感染者の割合（各週）



# 新規陽性患者数とクラスター未終結施設数

## 新規陽性患者数とクラスター未終結施設数



2021年5月27日 現在

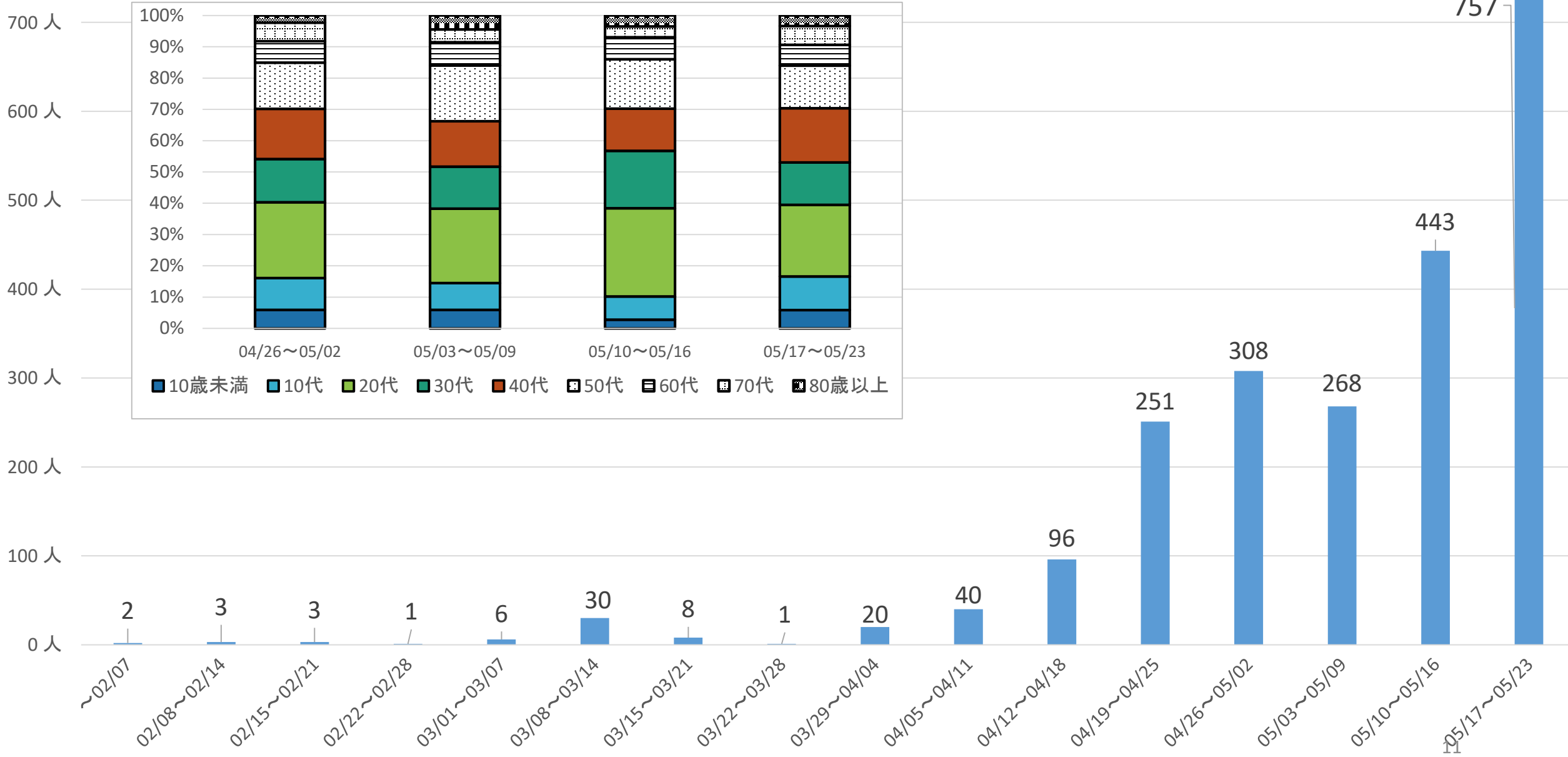
# ステージ判断指標と本県の状況について

判断項目			本県の状況		ステージⅢの指標		ステージⅣの指標	
					指標	本県における基準	指標	本県における基準
医療体制等の負荷	医療の ひっ迫具合	病床 全体	Ⅲ	33.30% 596床 5月27日 時点	最大確保病床 の使用率  20%以上	358床  1,790床(疑似症含まない 確保病床数)×0.2	最大確保病床 の使用率  50%以上	895床  1,790床(疑似症含まない 確保病床数)×0.5
		重症者 用病床	Ⅲ	36.68% 73床 5月27日 時点	最大確保病床 の使用率  20%以上	39床  199床(疑似症含まない確 保病床数)×0.2	最大確保病床 の使用率  50%以上	99床  199床(疑似症含まない確 保病床数)×0.5
	療養者数	Ⅲ	22.43人 2,068人 5月27日 時点	人口10万人当たり 全療養者数  20人以上	1,843人  92.19×20	人口10万人当たり 全療養者数  30人以上	2,765人  92.19×30	
感染の 状況	PCR陽性率		Ⅲ	7.34% 5月26日 時点	5%以上		10%以上	
	新規陽性者数		Ⅲ	18.78人 1,731人 5月27日 時点	人口10万人当たり 週合計  15人以上	1,382人  (週平均197.4人/日)  92.19×15	人口10万人当たり 週合計  25人以上	2,304人  (週平均329.1人/日)  92.19×25
	感染経路不明割合		Ⅲ	53.09% 5月27日 時点	50%以上		50%以上	

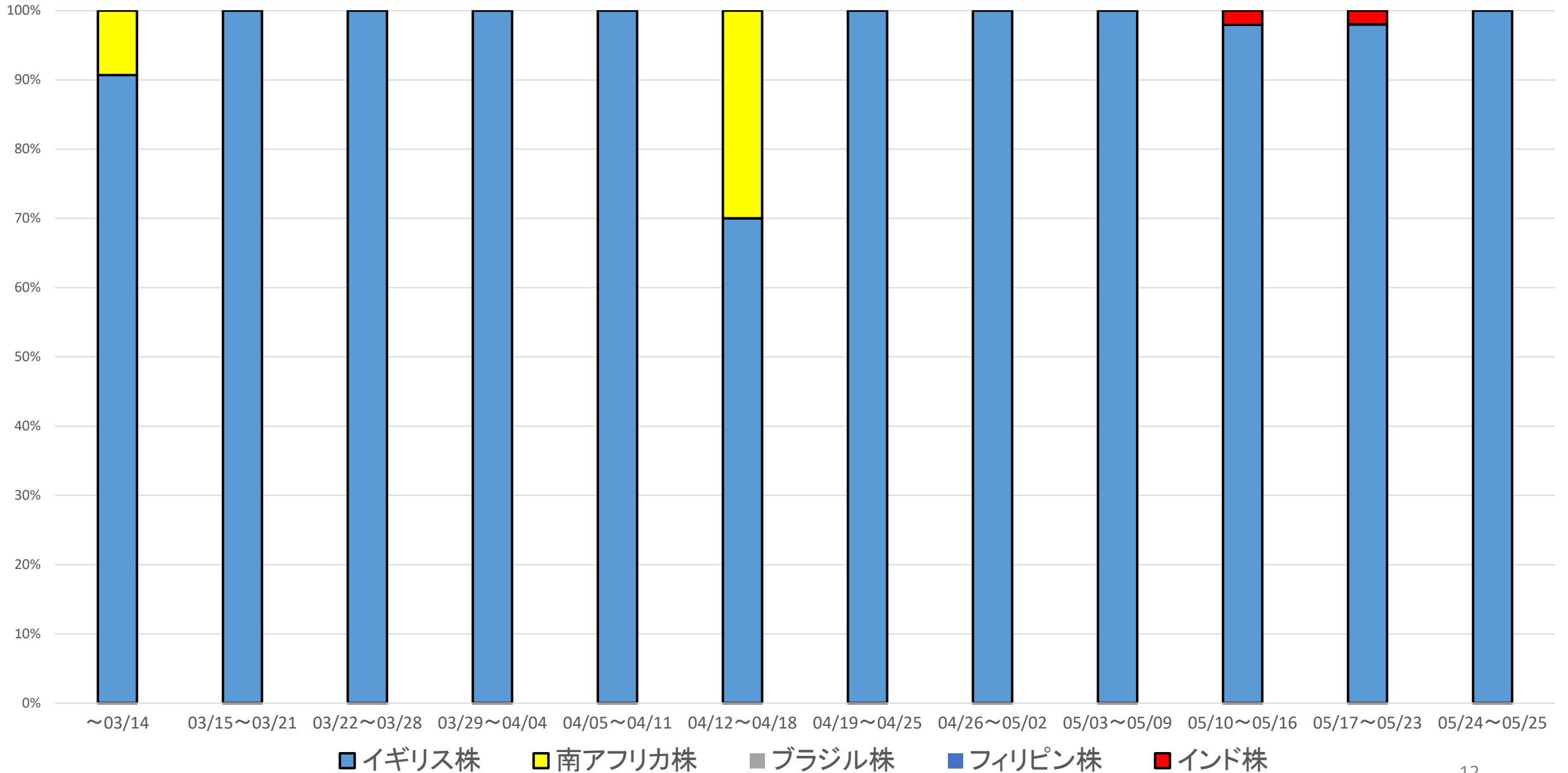
参考: 病床利用率(即応病床中)  
 病床全体: 40.16%  
 うち重症: 45.91%

※ 速報値のため、修正される可能性あり

# 県内変異ウイルスの発生患者数(5月23日現在) N:2237

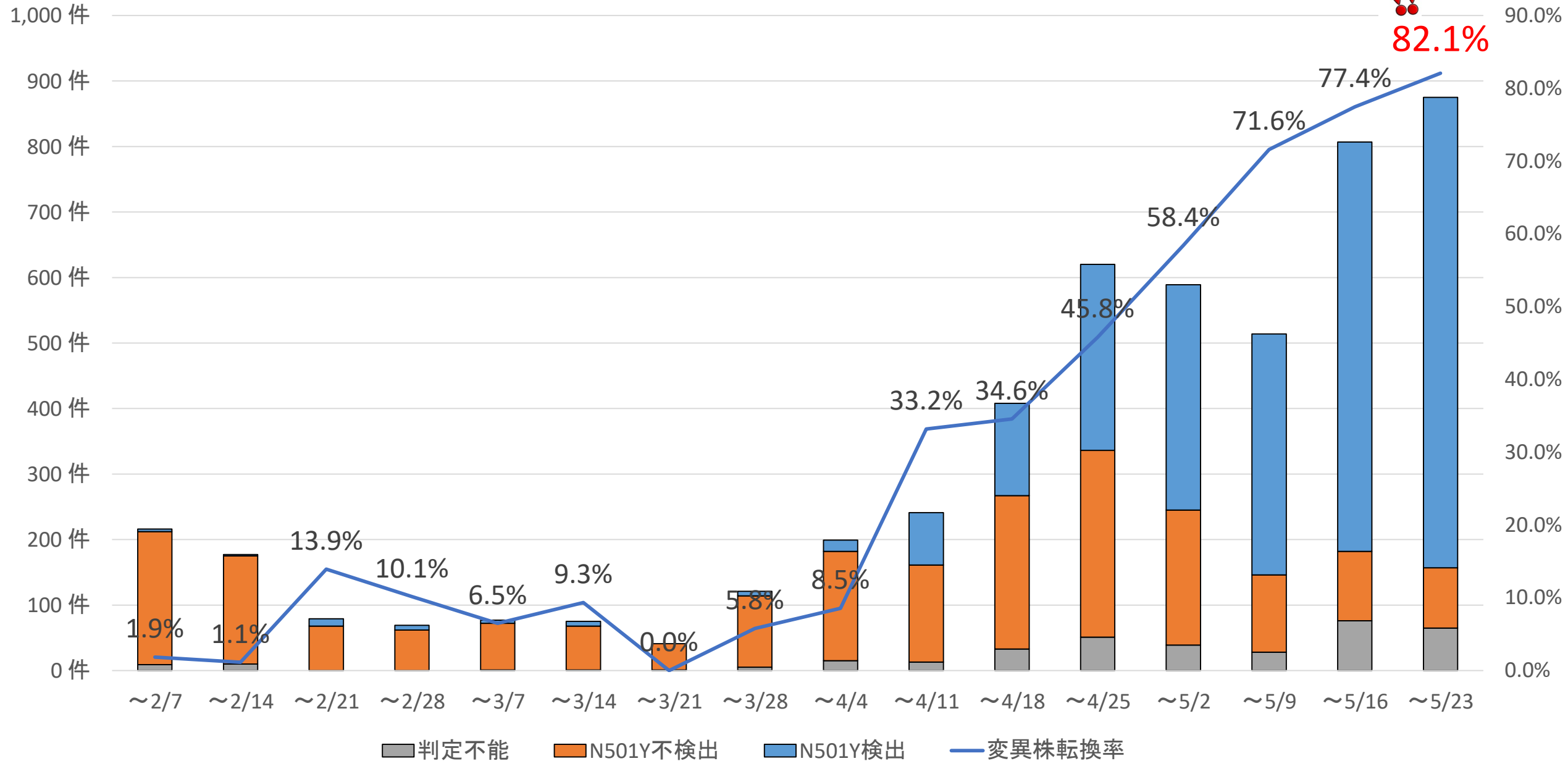


# 県内変異ウイルス別(5月23日現在)

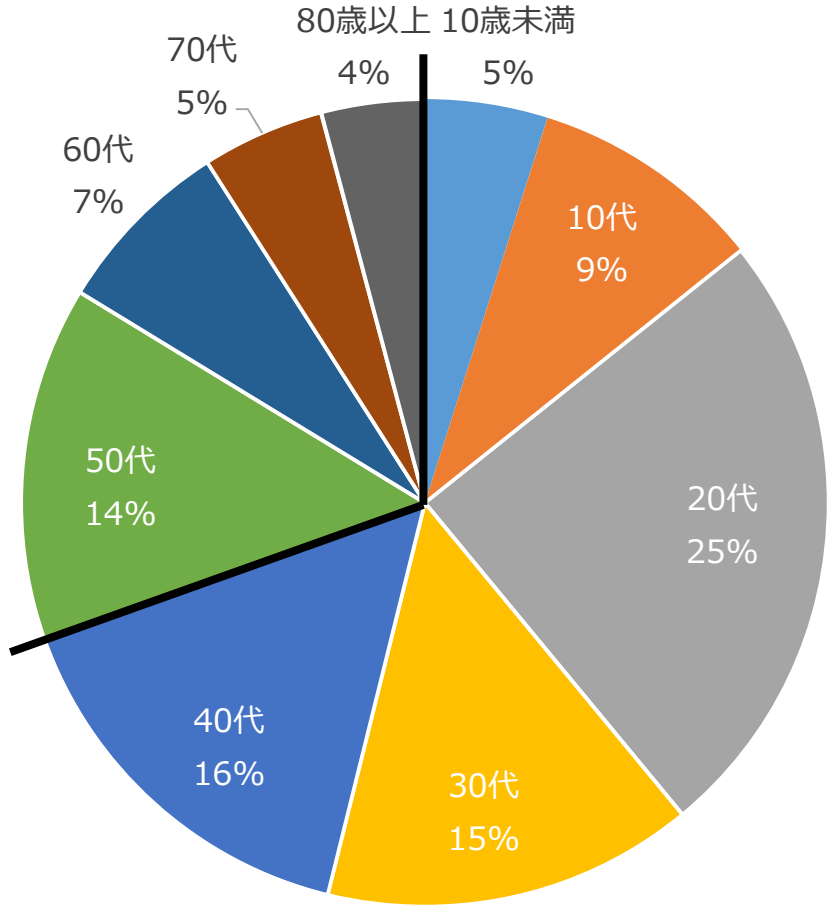


# 変異ウイルスモニタリング検査件数及び転換率(※速報値)

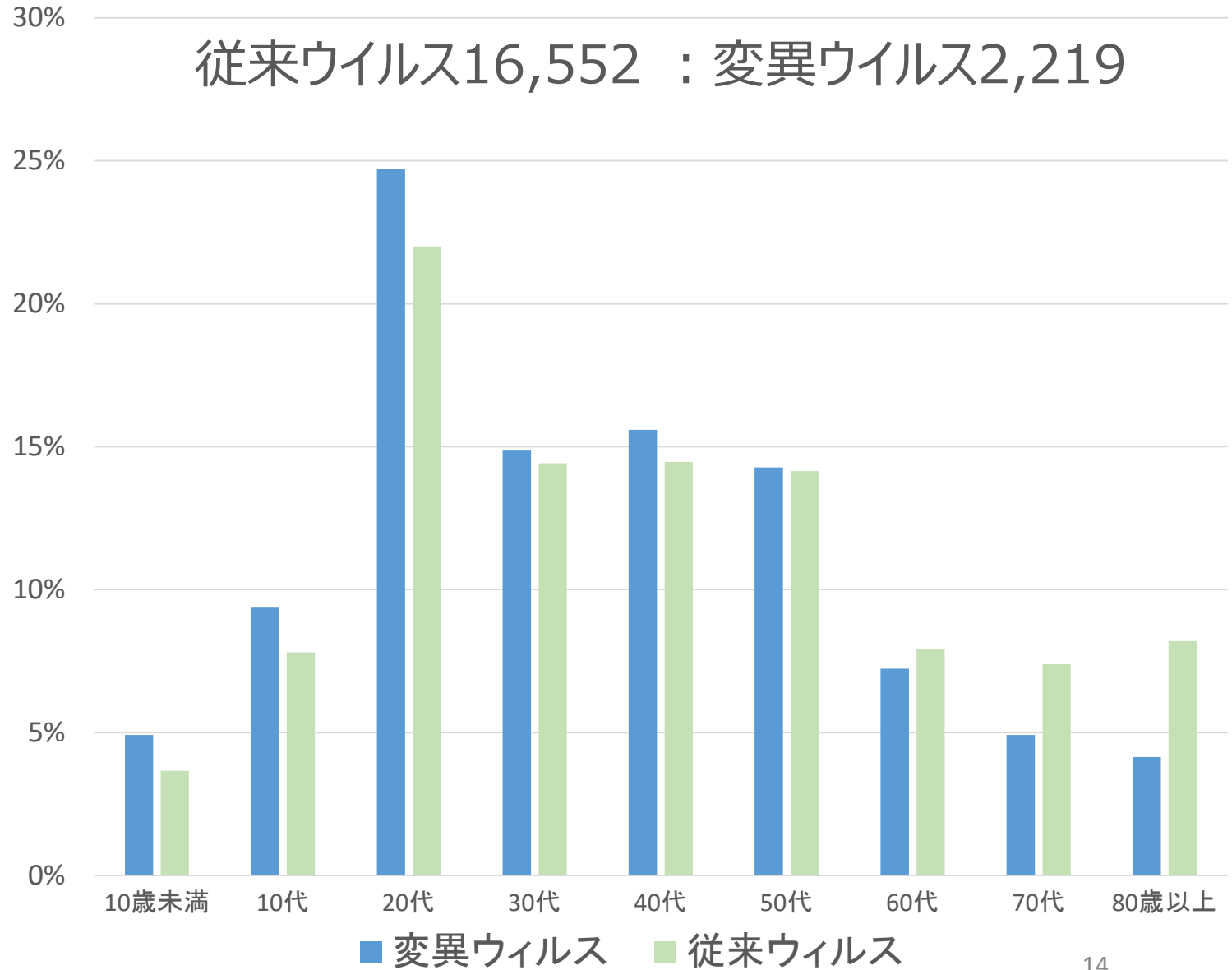
!!  
82.1%



# COVID-19患者と変異ウイルス患者の年齢層の分布 (2/2~5/23)

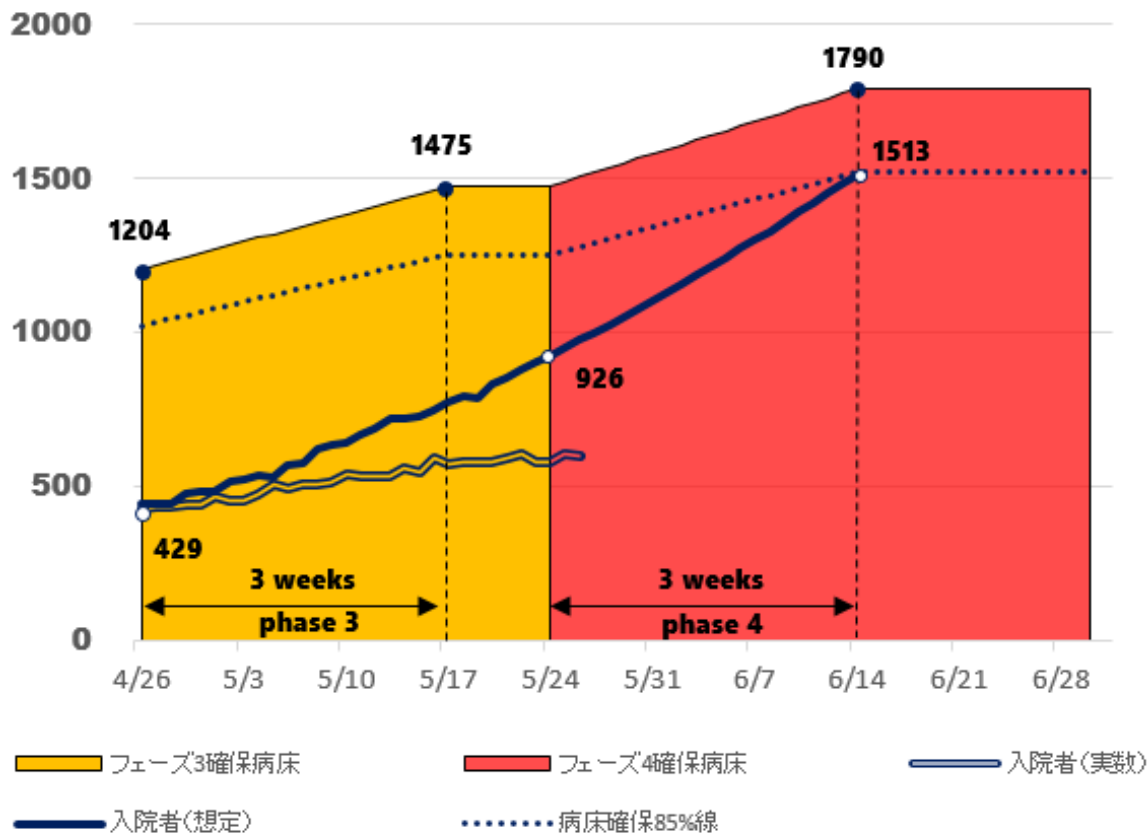


従来ウイルス16,552 : 変異ウイルス2,219

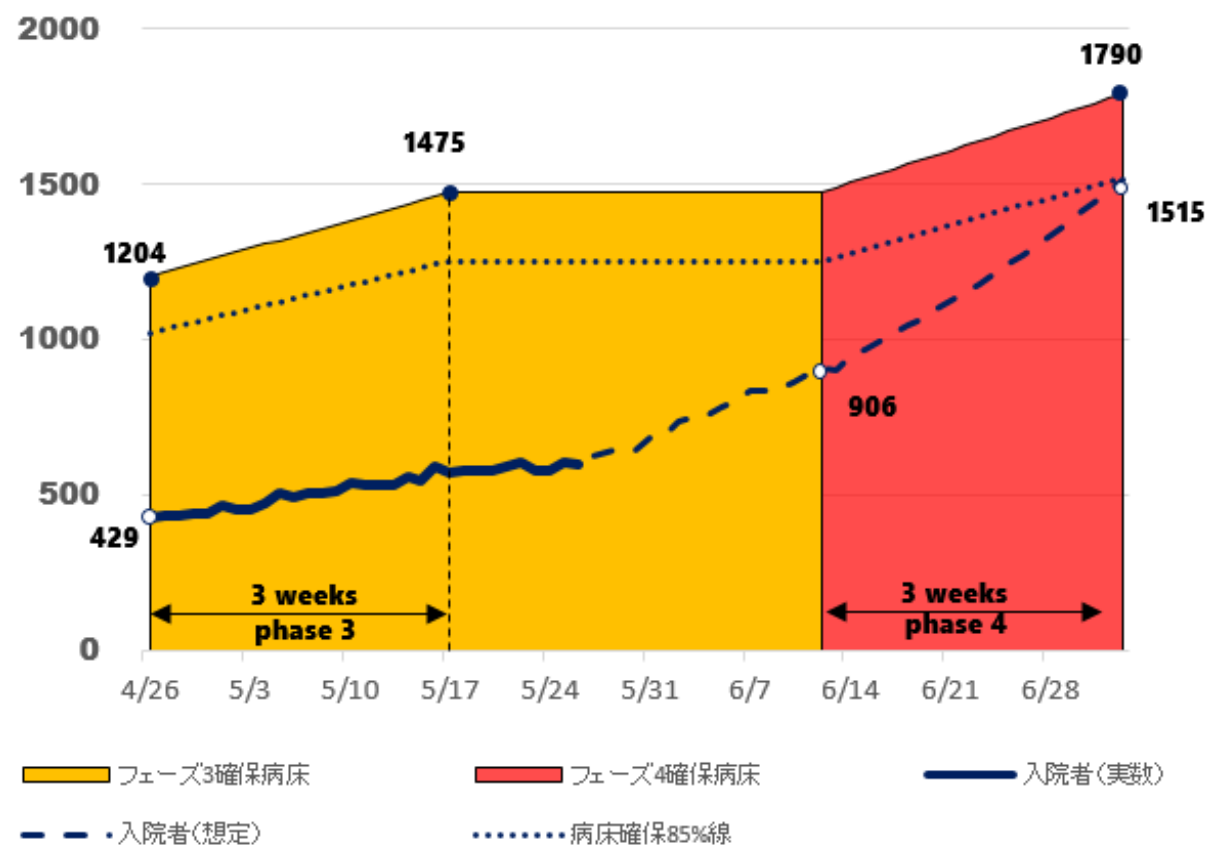


# 第4波シミュレーション（全入院患者数と確保病床数）

■ 4月時点での予測シミュレーション  
（第3波の高い上昇率）



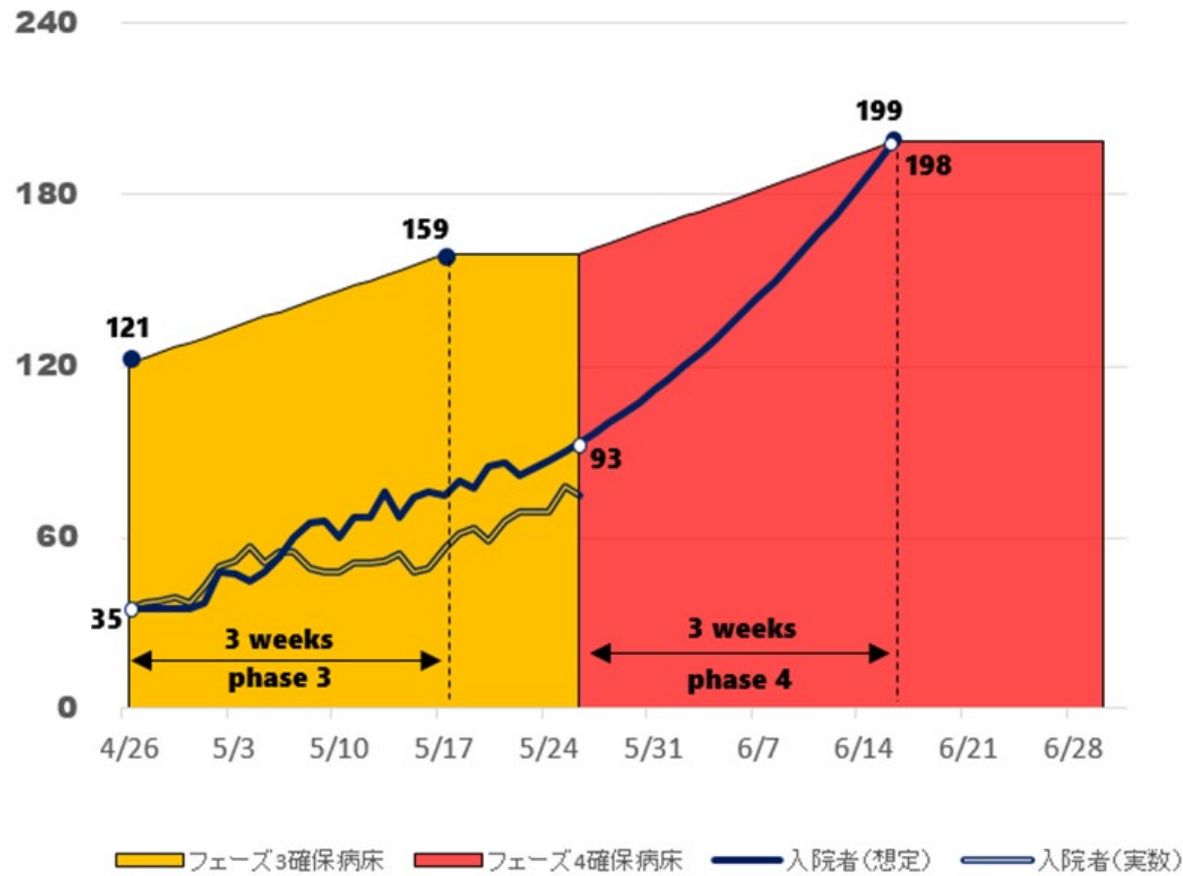
■ 現時点に修正した予測シミュレーション



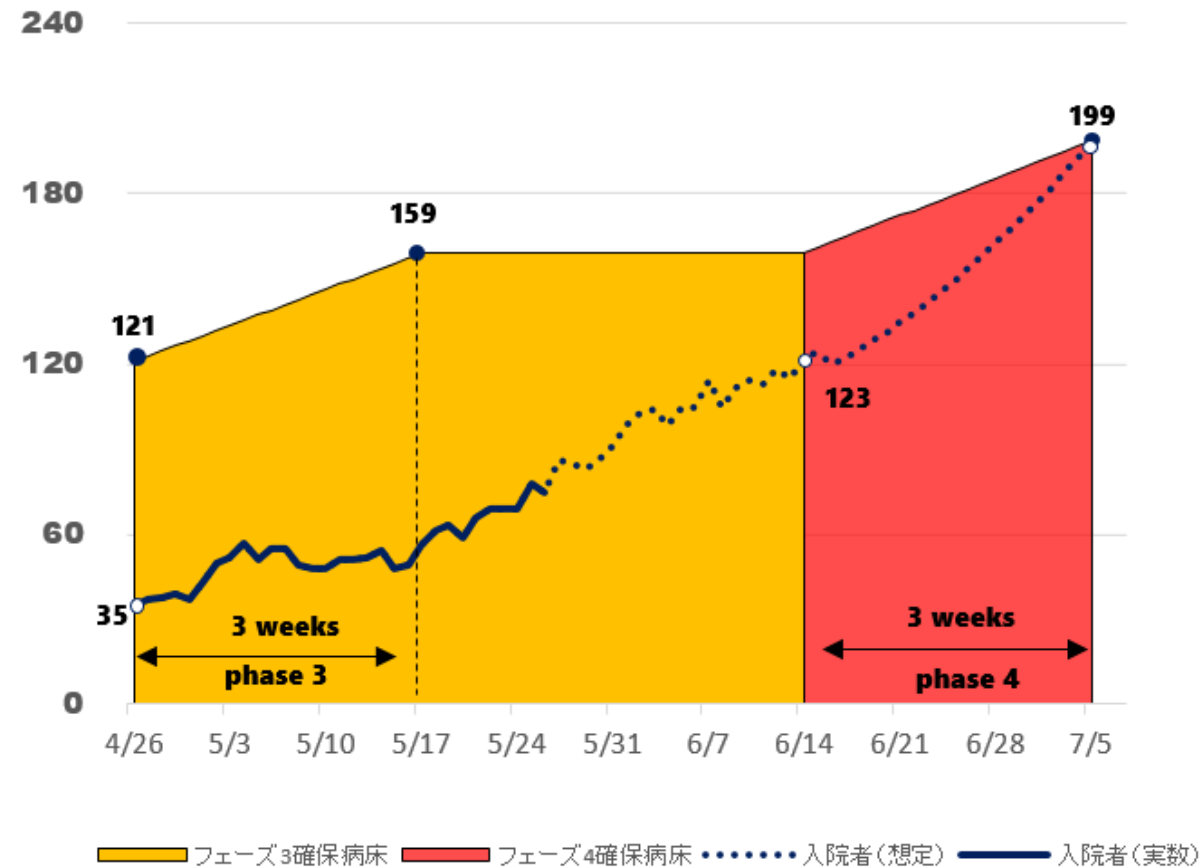


# 第4波シミュレーション（重症患者数と確保病床数）

■ 4月時点での予測シミュレーション  
（第3波の高い上昇率）

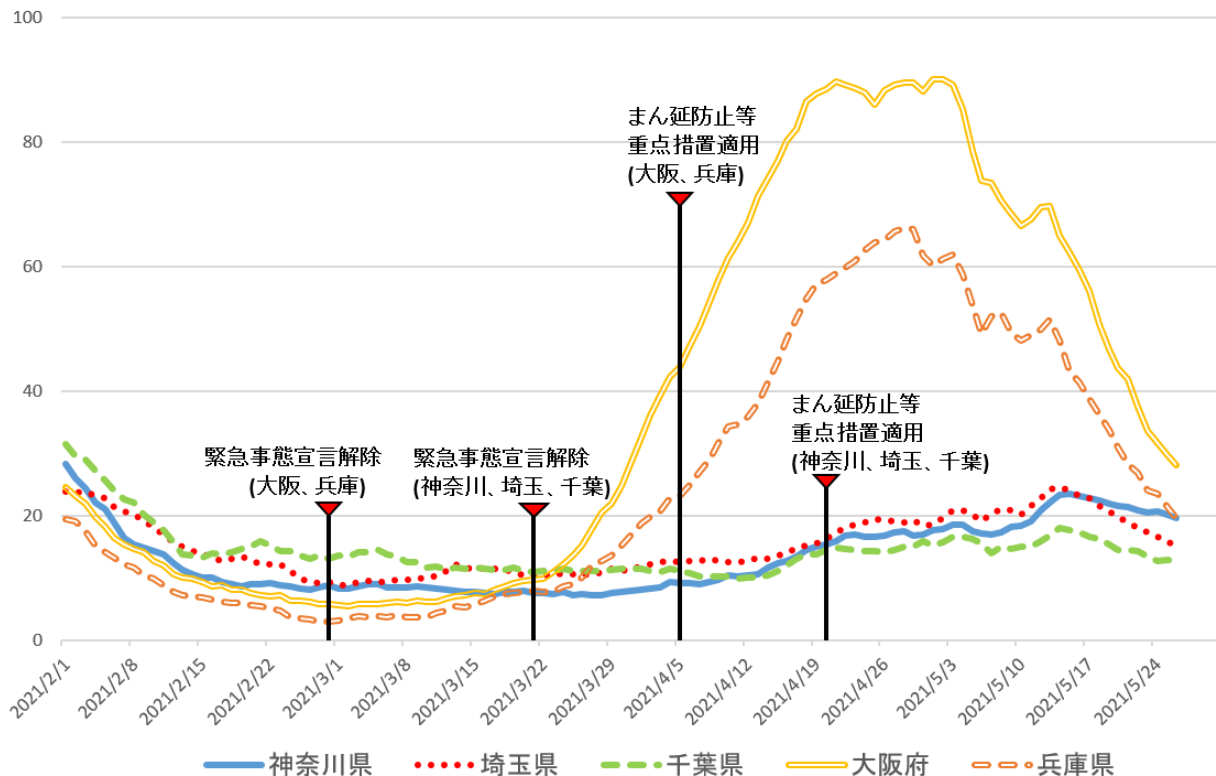


■ 現時点に修正した予測シミュレーション



# 【参考資料】新規陽性患者（10万人あたりの週合計）の推移①

神奈川県、埼玉県、千葉県  
大阪府、兵庫県

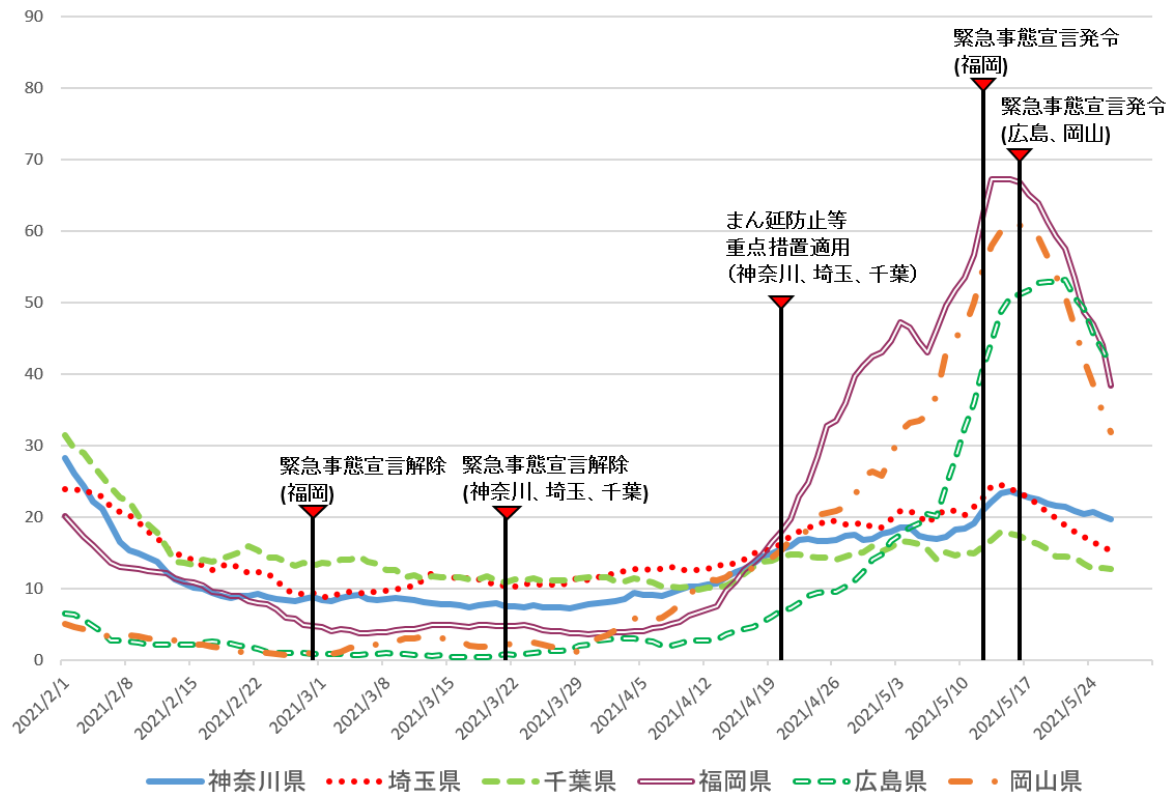


神奈川県の人口は2020年7月1日時点の数値

その他の府県の人口は2019年10月1日時点の数値（総務省「人口推計」から参照。）

# 【参考資料】新規陽性患者（10万人あたりの週合計）の推移②

神奈川県、埼玉県、千葉県  
福岡県、広島県、岡山県



神奈川県の人口は2020年7月1日時点の数値  
その他の県の人口は2019年10月1日時点の数値（総務省「人口推計」から参照。）

# 6月1日以降の対応について

令和3年5月28日

# 県内地域別新規発生者数(保健所別)

保健所別新規感染者数  
(4月8日～14日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	422	11.23
川崎	276	17.93
相模原	81	11.20
横須賀	22	5.64
藤沢	37	8.47
茅ヶ崎管内	24	8.25
県域	206	9.91
(平塚管内)	31	5.32
(鎌倉管内)	32	10.55
(小田原管内)	52	15.47
(厚木管内)	91	10.63
県合計	1,068	11.59

保健所別新規感染者数  
(4月16日～22日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	623	16.57
川崎	411	26.69
相模原	95	13.13
横須賀	33	8.43
藤沢	45	10.31
茅ヶ崎管内	34	11.69
県域	304	14.63
(平塚管内)	50	8.53
(鎌倉管内)	57	18.81
(小田原管内)	33	9.81
(厚木管内)	164	19.16
県合計	1,545	16.76

保健所別新規感染者数  
(4月28日～5月4日)

保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	666	17.72
川崎	399	25.92
相模原	77	10.65
横須賀	55	14.09
藤沢	59	13.51
茅ヶ崎管内	42	14.44
県域	271	13.04
(平塚管内)	60	9.61
(鎌倉管内)	54	18.46
(小田原管内)	17	6.54
(厚木管内)	140	18.23
県合計	1,569	16.80

保健所別新規感染者数  
(5月18日～5月24日)

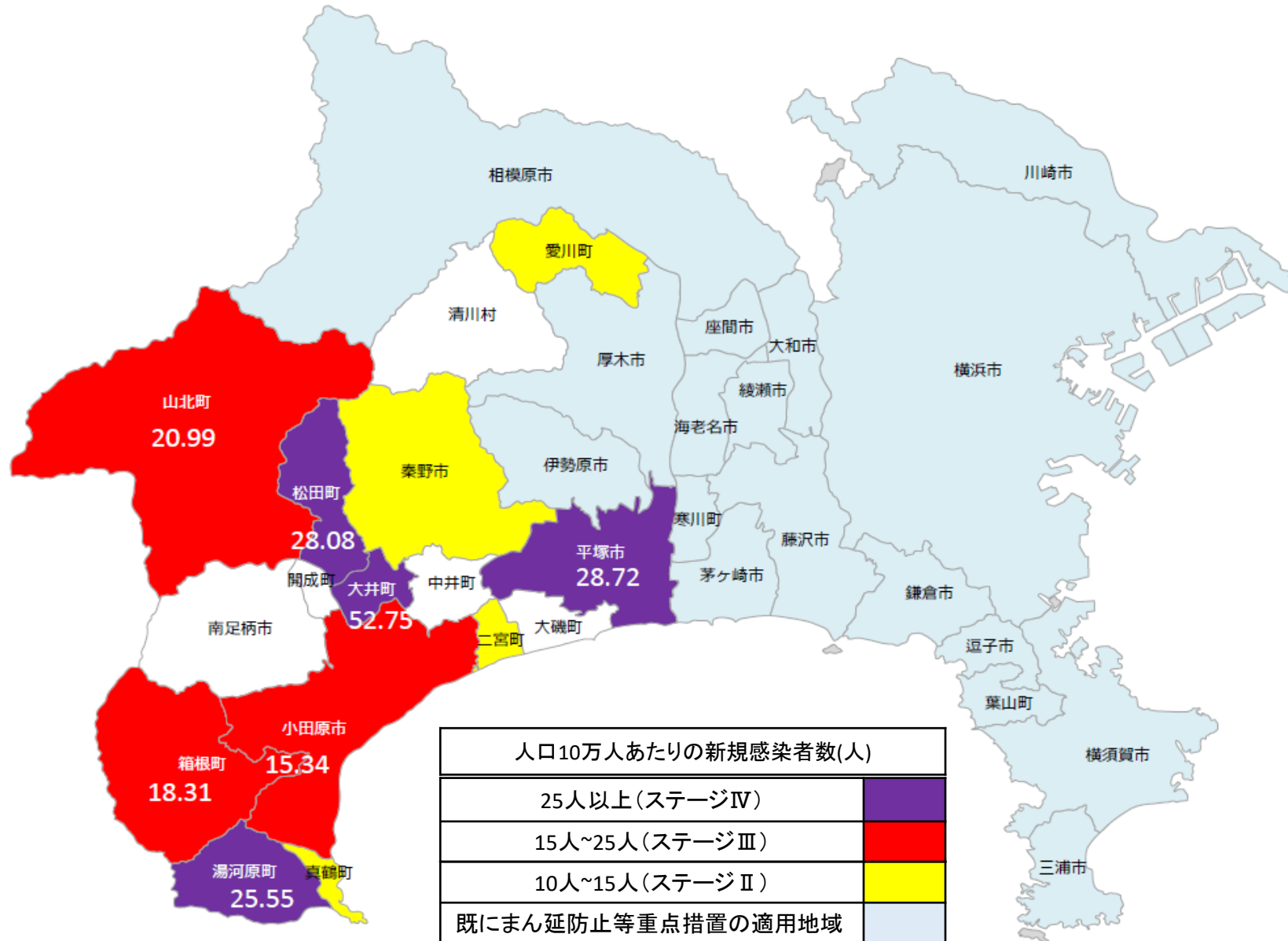
保健所	新規感染者数 (週合計)	人口10万人当たり 新規感染者数(週合計)
横浜	764	20.33
川崎	435	28.26
相模原	93	12.86
横須賀	52	13.32
藤沢	44	10.07
茅ヶ崎管内	53	18.22
県域	332	15.98
(平塚管内)	111	19.05
(鎌倉管内)	25	8.24
(小田原管内)	55	16.36
(厚木管内)	141	16.48
県合計	1,773	19.24

# 県内市町村の新規感染者の発生状況①

市町村	保健所	4/16-4/22		4/28-5/4		5/18-5/24	
		新規報告数	人口10万人 当たり	新規報告数	人口10万人 当たり	新規報告数	人口10万人 当たり
横浜市	横浜	623	16.57	666	17.72	764	20.33
川崎市	川崎	411	26.69	399	25.92	435	28.26
相模原市	相模原	95	13.13	77	10.65	93	12.86
横須賀市	横須賀	33	8.43	55	14.09	52	13.32
藤沢市	藤沢	45	10.31	59	13.51	44	10.07
茅ヶ崎市	茅ヶ崎	29	11.97	36	14.85	41	16.92
寒川町		5	10.31	6	12.36	12	24.73
平塚市	平塚	11	4.27	23	8.93	74	28.72
二宮町		4	14.51	1	3.63	3	10.89
大磯町		8	25.68	2	6.43	1	3.21
秦野市	秦野	11	6.69	7	4.26	21	12.78
伊勢原市		23	22.52	29	28.41	12	11.75
鎌倉市	鎌倉	25	14.48	31	17.93	10	5.78
逗子市		7	12.29	6	10.53	7	12.28
葉山町		4	12.69	2	6.34	5	15.85
三浦市	三崎	6	14.32	5	11.96	3	7.18
小田原市	小田原	19	10.04	10	5.29	29	15.34
箱根町		0	0	0	0.00	2	18.31
湯河原町		0	0	2	8.52	6	25.55
真鶴町		0	0	0	0.00	1	14.87
南足柄市		1	2.42	0	0.00	3	7.27
山北町	足柄上	0	0	1	10.49	2	20.99
中井町		0	0	0	0.00	0	0.00
大井町		1	5.86	0	0.00	9	52.75
松田町		5	46.79	0	0.00	3	28.08
開成町		4	22.00	2	10.99	0	0.00
厚木市	厚木	46	20.52	43	19.21	38	16.98
海老名市		26	19.20	32	23.61	33	24.34
座間市		13	9.94	14	10.71	16	12.24
愛川町		4	10.18	3	7.64	4	10.19
清川村		0	0	1	32.84	0	0.00
大和市	大和	42	17.57	21	8.78	32	13.38
綾瀬市		14	16.60	19	22.55	18	21.36

人口10万人あたりの新規感染者数(人)	
25人以上(ステージⅣ)	
15人~25人(ステージⅢ)	
10人~15人(ステージⅡ)	
既にまん延防止等重点措置の適用地域	

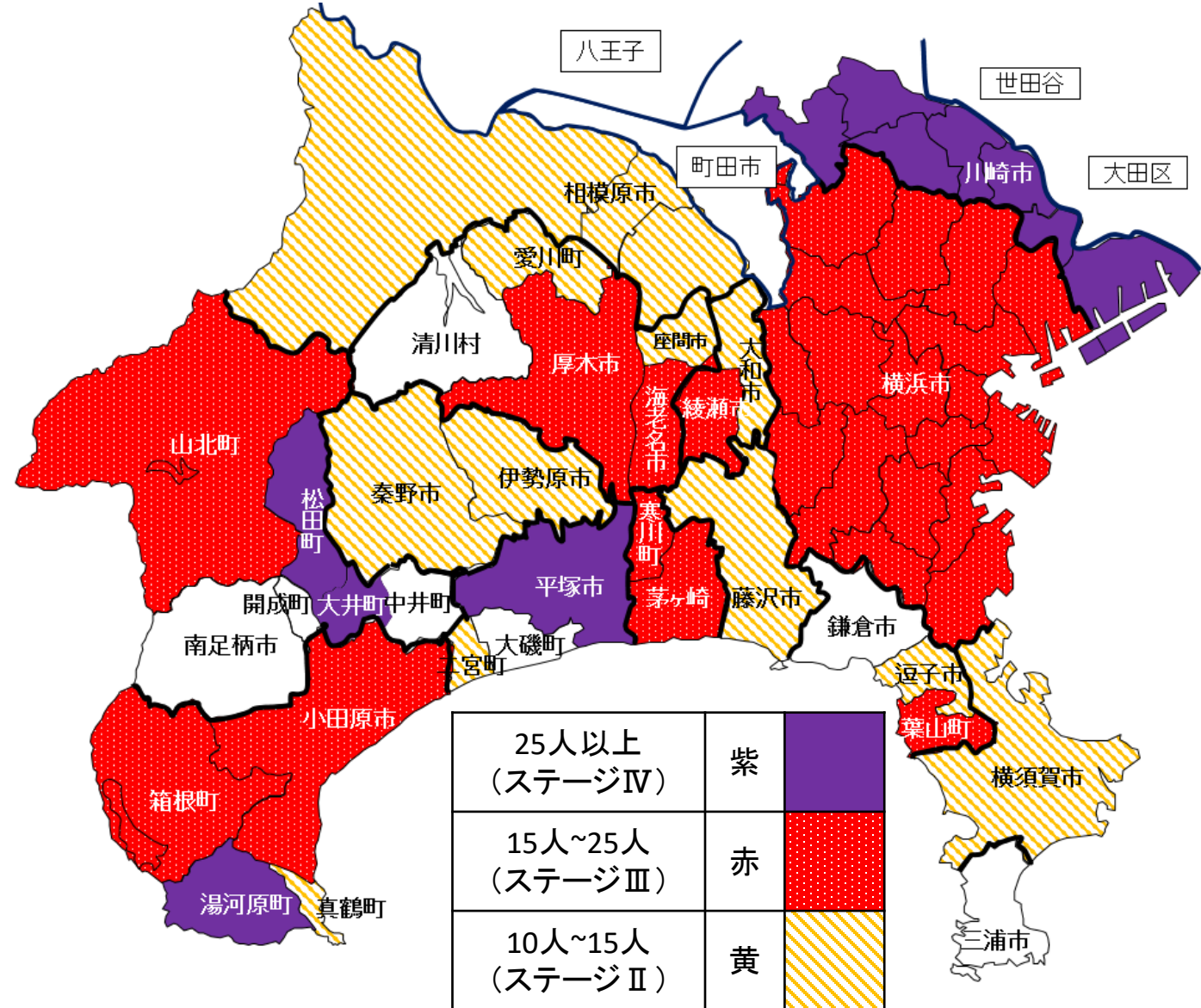
# 県内市町村の新規感染者の発生状況②



# 県内市町村別の新規感染者の発生状況

※下記表の人数には、①県域保健所が発表した保健所設置市居住者、②保健所設置市が発表した域外居住者は除外。

市町村	保健所	人口 (10万人)	5/11-5/17		5/18-5/24		傾向	市町村
			新規 報告数	人口10万 人当たり	新規 報告数	人口10万 人当たり		
横浜市	横浜市	37.58	738	19.64	764	20.33	→	横浜市
川崎市	川崎市	15.40	411	26.70	435	28.26	→	川崎市
相模原市	相模原市	7.23	141	19.50	93	12.86	↓	相模原市
横須賀市	横須賀市	3.90	78	19.99	52	13.32	↓	横須賀市
藤沢市	藤沢市	4.37	72	16.49	44	10.07	↓	藤沢市
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	2.42	33	13.62	41	16.92	↗	茅ヶ崎市
寒川町	茅ヶ崎市	0.49	7	14.42	12	24.73	↑	寒川町
平塚市	平塚	2.58	113	43.86	74	28.72	↓	平塚市
二宮町		0.28	2	7.26	3	10.89	↗	二宮町
大磯町		0.31	1	3.21	1	3.21	→	大磯町
秦野市	秦野	1.64	17	10.35	21	12.78	↗	秦野市
伊勢原市		1.02	18	17.63	12	11.75	↓	伊勢原市
鎌倉市	鎌倉	1.73	32	18.50	10	5.78	↓	鎌倉市
逗子市		0.57	6	10.53	7	12.28	→	逗子市
葉山町		0.32	5	15.85	5	15.85	→	葉山町
三浦市	三崎	0.42	7	16.74	3	7.18	↓	三浦市
小田原市	小田原	1.89	46	24.33	29	15.34	↓	小田原市
箱根町		0.11	6	54.92	2	18.31	↓	箱根町
湯河原町		0.23	4	17.04	6	25.55	↑	湯河原町
真鶴町		0.07	1	14.87	1	14.87	→	真鶴町
南足柄市	足柄上	0.41	10	24.24	3	7.27	↓	南足柄市
山北町		0.10	0	0.00	2	20.99	↑	山北町
中井町		0.09	0	0.00	0	0.00	→	中井町
大井町		0.17	2	11.72	9	52.75	↑	大井町
松田町		0.11	1	9.36	3	28.08	↑	松田町
開成町	0.18	3	16.48	0	0.00	↓	開成町	
厚木市	厚木	2.24	51	22.79	38	16.98	↓	厚木市
海老名市		1.36	35	25.82	33	24.34	→	海老名市
座間市		1.31	25	19.12	16	12.24	↓	座間市
愛川町		0.39	15	38.21	4	10.19	↓	愛川町
清川村		0.03	1	32.84	0	0.00	↓	清川村
大和市	大和	2.39	54	22.58	32	13.38	↓	大和市
綾瀬市		0.84	22	26.11	18	21.36	↘	綾瀬市





# 飲食店及び駅別乗車人数の状況

	業態	飲食店等
	市町村全体	56,617
1	横浜市	21,796
2	川崎市	8,672
3	相模原市	3,632
4	藤沢市	3,191
5	横須賀市	3,053
6	鎌倉市	2,082
7	平塚市	1,963
8	大和市	1,798
9	小田原市	1,617
10	厚木市	1,489
11	茅ヶ崎市	1,414
12	秦野市	796

	業態	飲食店等
13	海老名市	737
14	座間市	573
15	伊勢原市	552
16	三浦市	419
17	箱根町	415
18	湯河原町	344
19	逗子市	302
20	寒川町	268
21	綾瀬市	264
22	葉山町	239
23	愛川町	180
24	南足柄市	141
25	二宮町	139
26	大磯町	107
27	大井町	102
28	松田町	91
29	開成町	90
30	真鶴町	56
31	清川村	35
32	山北町	34
33	中井町	26

令和元年度における1日平均の線別・駅別乗車人数  
(JR東日本 東海道本線)

駅名	乗客数	所在市町村名
横浜駅	419,440	横浜市
川崎駅	215,234	川崎市
武蔵小杉駅	129,194	川崎市
戸塚駅	112,598	横浜市
藤沢駅	108,873	藤沢市
大船駅	98,926	鎌倉市
鶴見駅	80,794	横浜市
平塚駅	60,941	平塚市
辻堂駅	59,409	藤沢市
東戸塚駅	58,888	横浜市

⋮

小田原駅	33,460	小田原市
------	--------	------

※ 横須賀線、南武線および京浜東北線の駅を含む。

(小田急電鉄 小田原線)

秦野駅	20,987	秦野市
-----	--------	-----

# 措置区域の検討

## ○ 直近1週間(5/18~5/24)の10万人あたりの新規感染者の状況

横浜(20.33) 川崎(28.26) 相模原(12.86) 横須賀(13.32) 鎌倉(5.78) 藤沢(10.07) 茅ヶ崎(16.92) 逗子(12.28) 三浦(7.18)  
厚木(16.98) 大和(13.38) 伊勢原(11.75) 海老名(24.34) 座間(12.24) 綾瀬(21.36) 葉山(15.85) 寒川(24.73)

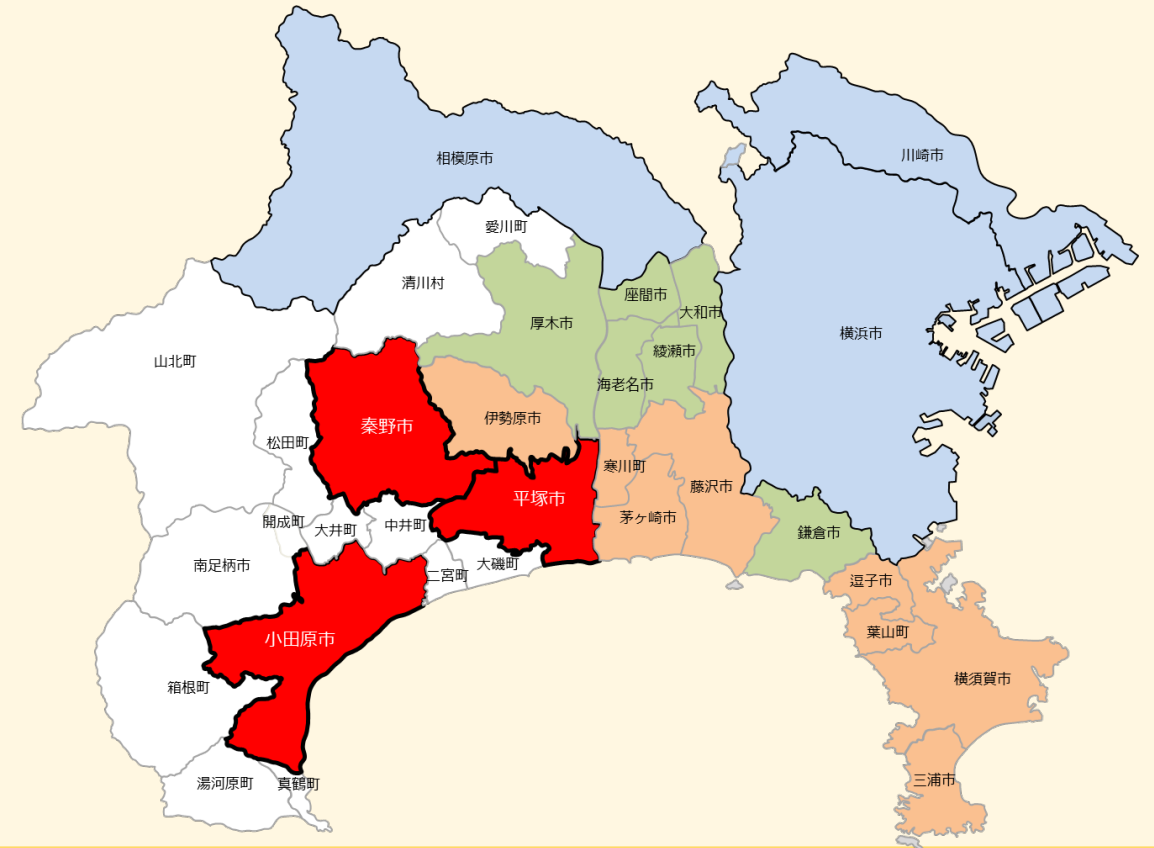
○ **平塚市(28.72)、小田原市(15.34)、秦野市(12.78)は、新規感染者数が多く、10万人あたりの新規感染者の割合が措置区域の市と同程度となっている。**

○ また、3市は、飲食店数や駅の乗車人数も措置区域の市と同程度である。

感染者の状況、人流、飲食店の集積などから総合的に判断し、**平塚市、小田原市及び秦野市**を措置区域に追加したい。

# まん延防止等重点措置を実施する区域(措置区域)と期間

- 横浜市、川崎市、相模原市(4月20日~6月20日)
- 鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市(4月28日~6月20日)
- 横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町(5月12日~6月20日)
- 平塚市、小田原市、秦野市(6月1日~6月20日)



# 県民・事業者への要請

# 県民への要請

## 県内全域(措置区域+その他区域)

### ○ 生活に必要な場合を除く外出自粛の要請

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、  
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、  
生活や健康の維持のために必要なもの

### ○ 時短を要請している時間以降の飲食店の利用の自粛

### ○ 感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛の協力要請

### ○ 路上での飲酒(いわゆる路上飲み)やホームパーティー等をしない

### ○ 昼夜を問わずマスク飲食の実践、MASKの基本的な感染防止対策等の徹底

### ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」※、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

※ 5つの場面: 飲酒を伴う懇談会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

# 事業者への要請(飲食店等)

<b>措置区域</b> (横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町) (令和3年6月1日からは、平塚市、小田原市、秦野市を追加)	<b>その他区域</b>
○営業時間の短縮要請(法第31条の6第1項) 【時 間】5時から20時まで 酒類の終日提供の停止(酒類の持込み含む) カラオケ設備提供の終日停止の要請(飲食を主として業としている店舗の場合)	○営業時間の短縮要請(法第24条第9項) 【時 間】5時から21時まで 酒類の提供本数や提供時間制限等 カラオケ設備提供の終日停止の要請(飲食を主として業としている店舗の場合)
○まん延防止等の措置(法第31条の6第1項) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨</li><li>・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導</li><li>・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止</li><li>・ 手指の消毒設備の設置</li><li>・ 事業所の消毒</li><li>・ 入場者へのマスク飲食の周知</li><li>・ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</li><li>・ 施設の換気</li><li>・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保、飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置</li></ul>	○まん延防止等の措置(法第24条第9項)  <b>同左</b>
○必要に応じて以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 要請に応じない事業者への命令(法第31条の6第3項)</li><li>・ 要請・命令時の公表(法第31条の6第5項)</li><li>・ 命令のための立入検査等(法第72条)</li><li>・ 命令違反等に対する過料(法第80条)</li></ul> <small>Kanagawa Prefectural Government</small>	
○全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)	

# 事業者(その他の施設)への要請①(時短要請等)

施設区分	措置区域	その他区域
<p>劇場、観覧場、映画館、演芸場 など</p> <p>集会場、公会堂 など</p> <p>展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など</p> <p>ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)</p>	<p>人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする  <small>※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内</small></p> <p>床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)                      5時から21時※までの営業時間短縮要請</p> <p>床面積の合計が1000平米以下:                      5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ                      ※イベント開催以外の場合は20時まで</p>	<p>5時から21時までの営業時間短縮働きかけ</p>
<p>体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、など</p> <p>博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など</p>	<p>人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする  <small>※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内</small></p> <p>床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)                      5時から20時※までの営業時間短縮要請</p> <p>床面積の合計が1000平米以下:                      5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ                      ※イベント開催の場合は、21時まで</p>	<p>5時から21時までの営業時間短縮働きかけ</p>
<p>マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など</p> <p>個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など</p> <p>スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など</p>	<p>床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)                      5時から20時までの営業時間短縮要請</p> <p>床面積の合計が1000平米以下:                      5時から20時までの営業時間短縮働きかけ</p>	<p>5時から21時までの営業時間短縮働きかけ</p>
<p>大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など</p>	<p>床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項)                      5時から20時までの営業時間短縮要請※</p> <p>床面積の合計が1000平米以下:                      5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※                      ※生活必需物資を除く</p>	<p>(生活必需物資を除く)                      5時から21時までの営業時間短縮働きかけ</p>

# 事業者(その他の施設)への要請②(その他措置)

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供自粛(酒類の店内持込含む。)の働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など		
自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする



# 事業者(その他の施設)への要請③(共通事項)

## 措置区域

## その他区域

- 店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)停止等の働きかけ
- カラオケ設備使用自粛等の働きかけ
- 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
- 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。
- 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)

# 事業者への要請（イベントの制限）

措置区域

その他区域

## ○収容人数等の要請（法24条第9項）

収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの	歓声・声援等が想定されるもの	5,000人
<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシックコンサート</li> <li>・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)</li> <li>・展示会 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート</li> <li>・スポーツイベント 等</li> </ul>	
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

## ○営業時間短縮の働きかけ

【時 間】5時から21時まで

酒類の終日提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）の停止

## ○営業時間短縮の働きかけ

【時 間】5時から21時まで

酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）は11時から20時まで

## ○イベント主催者等へのガイドライン遵守要請（法第24条第9項）

## ○入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ

# その他事業者への要請

## 県内全域（措置区域＋その他区域）

### ○ テレワークの徹底 等

- ・ 「出勤者数の7割削減」について働きかけを行う。
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の働きかけを行う。
- ・ 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

### ○ 大学や学校への要請

- ・ 大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。
- ・ 感染防止のための所要の措置を講じることを要請する。
- ・ 特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。
- ・ 発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図るよう要請する。

### ○ 高齢者施設等への要請

- ・ 高齢者施設等に対し、県又は保健所設置市が行う施設従事者へのPCR検査等の受検を促すよう要請する。

# 特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針

令和3年4月16日制定

令和3年4月24日改定

令和3年5月8日改定

令和3年5月28日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年4月16日、特措法（以下、「法」という。）第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により必要な措置等を行う。

## 1 措置を実施する期間

令和3年4月20日～6月20日

## 2 措置区域

横浜市、川崎市、相模原市

4月28日から、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市を追加

5月12日から、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町を追加

6月1日から、平塚市、小田原市、秦野市を追加

## 3 措置区域、その他区域で実施する措置の内容

### （1）県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第24条第9項に基づき、生活に必要な場合（※）を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

#### ※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、措置区域においては法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、その他の地域においては、法第 24 条第 9 項に基づき、時短営業の要請をしている時間以降に飲食店等のみだりに出入りしないことを要請する。
- 法第 24 条第 9 項に基づき、路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

## (2) 事業者への要請等

### ア 飲食店等への要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のとおり要請する。

<p style="text-align: center;">措置区域</p> <p>横浜市・川崎市・相模原市 4月28日から、鎌倉市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市を追加 5月12日から、横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・伊勢原市・葉山町・寒川町を追加 6月1日から、平塚市、小田原市、秦野市を追加</p>	<p style="text-align: center;">その他区域</p>
<p>営業時間の短縮（法第 31 条の 6 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間は 5 時から 20 時まで</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は終日停止 〕</p>	<p>営業時間の短縮（法第 24 条第 9 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間は 5 時から 21 時まで</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔 酒類の提供は 11 時から 20 時まで 但し、提供本数制限や提供時間の制限など 実情に応じた対応 〕</p>

<p>まん延防止等の措置（法第 31 条の 6 第 1 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨</li> <li>・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導</li> <li>・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業所の消毒</li> <li>・ 入場者へのマスク飲食の周知</li> <li>・ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保、飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置</li> <li>・ 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は終日停止</li> </ul>	<p>まん延防止等の措置（法第 24 条第 9 項）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨</li> <li>・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導</li> <li>・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・ 手指の消毒設備の設置</li> <li>・ 事業所の消毒</li> <li>・ 入場者へのマスク飲食の周知</li> <li>・ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</li> <li>・ 施設の換気</li> <li>・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保、飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置</li> <li>・ 酒類の提供は、提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応</li> </ul>
<p>必要に応じて以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請に応じない事業者への命令（法第 31 条の 6 第 3 項）</li> <li>・ 要請・命令時の公表（法第 31 条の 6 第 5 項）</li> <li>・ 命令のための立入検査等（法第 72 条）</li> <li>・ 命令違反等に対する過料（法第 80 条）</li> </ul>	
<p>全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第 9 項）</p>	

## イ その他の施設への対応

- 法施行令第11条第1項に規定する施設については、時短営業等について要請又は働きかけを行う。(平塚市、小田原市、秦野市は6月1日から)

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	1000平米超：5時から21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催以外の場合は20時まで ※映画館の上映は5時から21時までの営業時間短縮要請（1000平米超）又は働きかけ（1000平米以下）	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※大声なし:100%以内 大声あり:50%以内 入場整理等の働きかけ	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催の場合は21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする※大声なし:100%以内 大声あり:50%以内 入場整理等の働きかけ	

<p>マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など</p> <p>個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など</p> <p>スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など</p>	<p>1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請</p> <p>1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ</p>	<p>5時から21時までの営業時間短縮働きかけ</p>
	<p>入場整理等の働きかけ</p>	
<p>大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 家電量販店 など</p>	<p>1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請（但し生活必需物資を除く）</p> <p>1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ（但し生活必需物資を除く）</p>	<p>5時から21時までの営業時間短縮働きかけ（但し生活必需物資を除く）</p>
	<p>入場整理等の働きかけ</p>	
<p>スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など</p>	<p>感染防止対策の徹底等</p>	
<p>幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など</p>	<p>学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請</p>	
<p>葬祭場</p>	<p>酒類提供自粛（酒類の店内持込含む）の働きかけ</p>	
<p>図書館</p>	<p>入場整理の働きかけ</p>	
<p>ネットカフェ、マンガ喫茶 など</p> <p>銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など</p>	<p>入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ</p>	

※1 入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※2 特に大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）に対し、施設内外に混雑が生じることがないように、集客に応じた入場制限などの「入場整理」の徹底を働きかけるとともに、ホームページ等を通じて広く周知する

○ 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○ 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。



## ウ イベントの開催制限

- イベント主催者等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

<p style="text-align: center;"><b>措置区域</b></p> <p>横浜市・川崎市・相模原市 4月28日から、鎌倉市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市を追加 5月12日から、横須賀市・藤沢市・茅ヶ崎市・逗子市・三浦市・伊勢原市・葉山町・寒川町を追加 6月1日から、平塚市、小田原市、秦野市を追加</p>		<p>その他区域</p>
<p><b>収容率</b></p>		<p><b>人数上限</b></p>
<p><b>歓声・声援等が想定されないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラシックコンサート</li> <li>・演劇、寄席、古典芸能等 (雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等)</li> <li>・展示会 等</li> </ul>	<p><b>歓声・声援等が想定されるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ロック、ポップコンサート</li> <li>・スポーツイベント等</li> </ul>	<p>5,000人</p>
<p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p>50%以内 (席がない場合は十分な間隔)</p>	
<p>営業時間短縮の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間は5時から21時まで</li> </ul> <p>(酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は終日停止の協力要請)</p>		<p>営業時間短縮の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間は5時から21時まで</li> </ul> <p>(酒類の提供は11時から20時まで 但し、提供本数制限や提供時間の制限など 実情に応じた対応)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント主催者等へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)</li> <li>・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ</li> </ul>		

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

## エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

## オ 大学や学校への要請

- 法第 24 条第 9 項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

## カ 高齢者施設等への要請

- 高齢者施設等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、県又は保健所設置市が行う施設従事者への P C R 検査等の受検を促すよう要請する。

## 4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3（2）ア及びイの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。
- 3（2）アについては、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨、カラオケ設備提供の終日停止（飲食を主として業としている店舗の場合）等を支給の条件とする。  
また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNS など、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

## 5 飲食店等の感染防止対策の強化

- 基本的対処方針及び国の事務連絡に基づき、飲食店におけるガイドラインの遵守を促すため、措置区域から順次、個別の店舗を訪問する。
- マスク飲食の普及徹底を図るため、マスク飲食を実施する飲食店の認証制度を運用する。

## 6 医療提供体制の確保等の取組

### (1) 病床確保

- 医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。
- 後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直しを行う。

### (2) 自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。
- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

### (3) 宿泊療養施設の確保

- 第3波後に確保した新たな宿泊療養施設を含め、利用率向上に向けた取組を行う。

### (4) 医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。
- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

### (5) 検査体制の充実

- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

## 7 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

## 8 その他

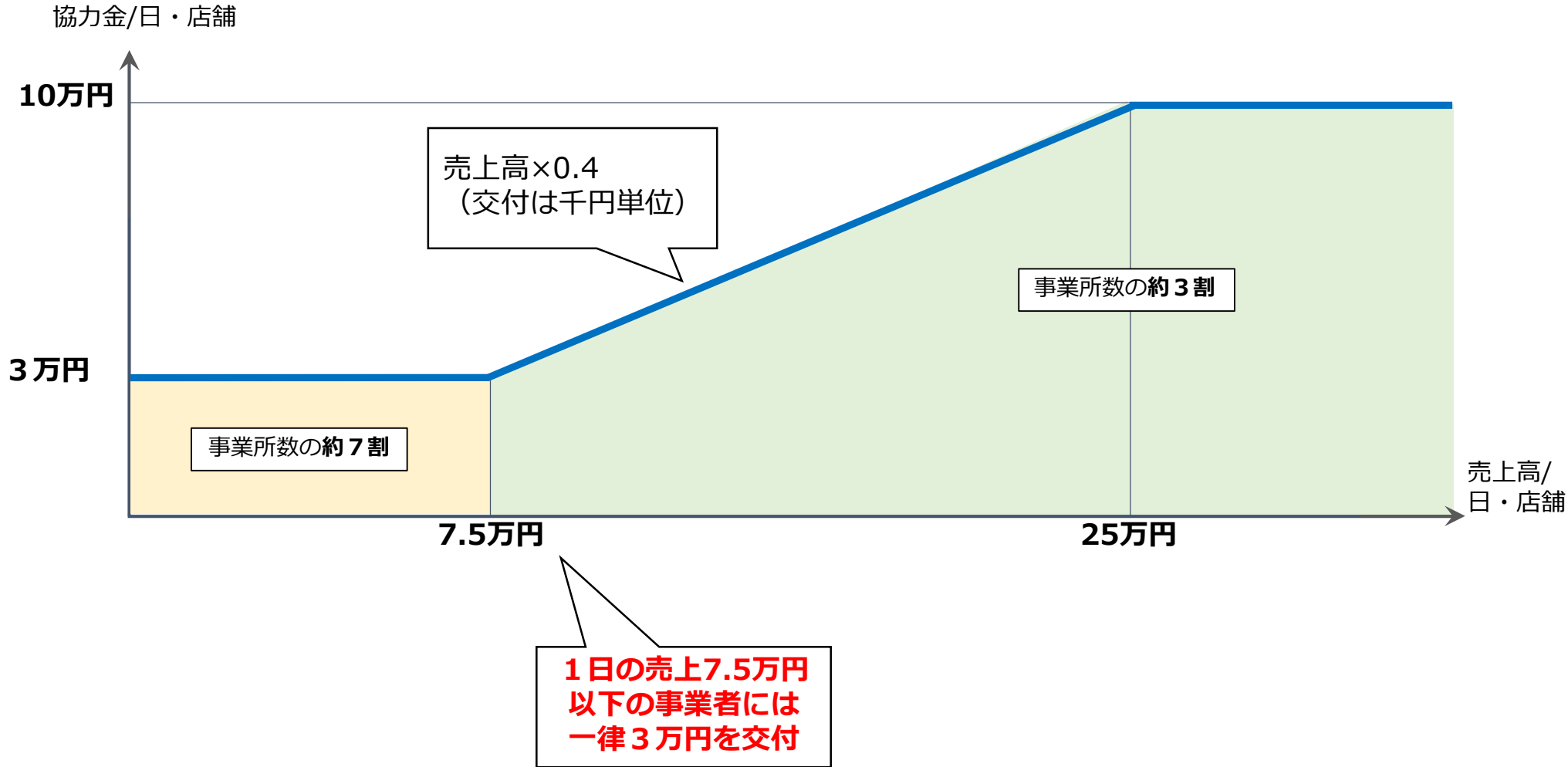
- まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

# 飲食店等に対する協力金（第11弾）について（案）

	まん延防止等重点措置区域	その他区域
適用区域	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、 <b>平塚市、小田原市、秦野市</b>	左記以外の県域
要請対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等	
協力金の交付要件	6月1日～6月20日の20日間において <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間は5時から20時まで</li> <li>・酒類の提供を終日停止(酒類の店内持込を含む)</li> <li>・飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止</li> <li>・感染防止対策取組書の掲示</li> <li>・マスク飲食の推奨</li> </ul>	6月1日～6月20日の20日間において <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間は5時から21時まで</li> <li>・酒類の提供は11時から20時まで</li> <li>・飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備の利用を終日停止</li> <li>・感染防止対策取組書の掲示</li> <li>・マスク飲食の推奨</li> </ul>
想定対象店舗数	約39,000店舗	約1,000店舗
所要額	協力金約395億円…①	協力金約9億円…②
協力金の算定方法	<p>&lt;中小企業&gt; 売上高方式  前(々)年の売上高×0.4  (下限3万円/日、上限10万円/日)  <b>※ 最大1万円の特例的上乗せは5月31日で終了</b></p> <p>&lt;大企業&gt; 売上高減少額方式(中小企業も選択可)  売上高減少額×0.4 (下限なし、上限20万円/日)</p>	<p>&lt;中小企業&gt; 売上高方式  前(々)年の売上高×0.3  (下限2.5万円/日、上限7.5万円/日)</p> <p>&lt;大企業&gt; 売上高減少額方式(中小企業も選択可)  売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」  又は「前(々)年の売上高×0.3」のいずれか低い方)</p>

合計 ①+②=約404億円

# 「まん延防止等重点措置区域」の売上高方式の運用（中小企業）



# 大規模施設等に対する協力金（第2弾）について（案）

「まん延防止等重点措置区域」の20市町において、事業規模等に応じた協力金を交付する。

	大規模施設	テナント・出店者
<b>交付対象</b>	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく時短要請を行った1,000㎡超の施設 例) 百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等
<b>協力金 (日額)</b>	<b>ア 自己利用部分</b> 「時短営業した面積1,000㎡毎に20万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」  <b>イ テナント等把握管理分（10店舗以上の場合）</b> 「時短営業したテナント数×2千円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」	<b>ア テナント・出店者への協力金</b> 「時短営業した面積100㎡毎に2万円/日」 × 「短縮した時間/本来の営業時間」  <b>イ 映画館への加算分</b> 「常設スクリーン数×2万円/日」 × 「時短で上映できなくなった回数/本来の上映回数」
<b>所要額</b>	約90億円 …①	約4億円 …②

**合計 ①+②=約94億円**

## 知事メッセージ

本県に、まん延防止等重点措置が適用されて約5週間が経過しました。

感染拡大の兆候をいち早く捉え、まん延防止等重点措置を講じてきた本県では、いわゆる第3波で見られた感染の急拡大は、何とか回避できています。この間の県民、事業者の皆さんのご協力に深く感謝します。

しかし、新規感染者数は、減少傾向ではありますが、現在も200人を超えるなど高止まっており、まだ、感染状況を判断する全ての指標は、依然としてステージⅢの水準にあります。

また、感染力の強い変異株の割合が8割を超えており、若い方でも重症化するなど、重症化率が高くなっています。さらに、入院が長期化する傾向が見られるなど、警戒を緩められる状況にはありません。

こうした状況から、本日、国は、本県におけるまん延防止等重点措置の適用を、6月20日まで延長しました。

県民、事業者の皆さんには、引き続き、ご負担をおかけすることとなり、大変心苦しいですが、新型コロナウイルスから、皆さんの「いのち」を守るため、改めて、次の事項を要請します。

### (事業者の皆さんへ)

- 17市町を対象としてきた、まん延防止等重点措置を行う区域(措置区域)に、6月1日から平塚市、小田原市、秦野市を追加します。
- 措置区域となる20市町では、次の事項を要請します。
  - ・ 飲食店においては、20時までの時短営業と、酒類・カラオケ設備の終日提供停止
  - ・ 1,000平米を超える大規模な集客施設においては、20時までの営業時間の短縮
- 措置区域以外の市町村では、次の事項を要請します。
  - ・ 飲食店においては、21時までの時短営業と、カラオケ設備の終日提供停止。酒類の提供は、本数制限、時間制など、店舗の実情にあった対応
- 時短営業に応じていただいた飲食店や、大規模集客施設に対しては、引き続き、一定の条件のもとで協力金をお支払いします。県は、協力金の迅速な支給に努めていきます。

また、酒類の提供停止の影響を受ける飲食店以外の事業者に対しても、今後支援策を検討します。
- 県は、飲食店が感染拡大防止を図りながら営業できるよう、マスク飲食実施店認証制度を進めています。県は、認証店を「安心して利用できる店」として積極的にPRするほか、インセンティブの更なる充実に努めます。



- 措置区域内において、県の要請に応じていない店に、多くの客が訪れている実態があります。感染拡大防止に加え、要請に応じていただいている店と公平性を保つために、県は特措法に基づく命令等を行っていきます。
- 県内全ての集客施設では、施設内外で混雑が生じないように、入場制限など、引き続き入場整理の徹底をお願いします。
- 在宅勤務の徹底を図るとともに、従業員に対する会食の自粛や不要不急の外出自粛等の周知をお願いします。

### (県民の皆さんへ)

- 変異株による感染が主流になっていますが、変異株への特別な対策はありません。県民の皆さん一人ひとりが、生活のあらゆる場面で、M (適切なマスク着用)・A (アルコール消毒)・S (アクリル板等で遮蔽)・K (距離と換気) の基本的な感染防止対策を徹底することが、何よりも重要です。
- また、マスクをしていても、複数で同じ場所に長時間いたことで感染した例もみられますので、できるだけ短時間、特に換気を徹底してください。少人数だから、屋外だから、若いから大丈夫という考えも厳禁です。
- 外出や県境を跨ぐ移動は、生活に必要な場合を除いて、引き続き自粛してください。
- 感染防止対策取組書の掲示がない店の利用や、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは絶対に避けてください。外食する際は、昼夜を問わず、短時間にさせていただき、マスク飲食を徹底してください。
- 路上などでの飲酒、いわゆる路上飲みや、家族以外の方とのホームパーティーなどは、絶対にやめてください。
- 発熱等の症状が見られる場合には、職場への出勤、学校への登校やクラブ活動等の参加は、やめてください。

県は、引き続き、神奈川モデルによる医療提供体制の確保に、全力で取り組んでいきます。また、感染防止に大きな効果が期待できるワクチンを、一刻も早く県民の皆さんに接種できるよう、市町村とともに、接種体制の充実に取り組んでいます。

6月20日までで、まん延防止等重点措置が終えられるよう、感染拡大防止に向け、引き続き、県民、事業者の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

令和3年5月28日

神奈川県知事 黒岩 祐治